

設置の趣旨等を記載した書類

目次

1. 設置の趣旨及び必要性	1
2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	3
3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	4
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	4
5. 教員組織の編成の考え方及び特色	11
6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	16
7. 施設・設備等の整備計画	31
8. 基礎となる学部との関係	34
9. 入学者選抜の概要	35
10. 管理運営	38
11. 自己点検・評価	39
12. 情報の公表	41
13. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	41

1. 設置の趣旨及び必要性

明治以来の日本の薬学教育は、「医療現場で活躍する薬剤師」と「薬を生み出す創薬研究者」というふたつの人材育成目標を掲げながらひとつの教育システムとして発展してきた。しかしながら、近年の医学、生命科学の急速な進歩と医療科学技術の発展は医療の高度化、多様化をもたらし、「医療現場で活躍する薬剤師」に対し、従来からの医薬品の調剤を中心とした業務に加え、高度医療を支える一員として積極的にその役割を果たすことを求めるようになった。これに伴い、医療現場に新しい作用機序を有する医薬品が次々と登場するようになると、これらに基づく疾病ごとのきめ細かな投与設計や個別の患者に見合った薬物治療が必要とされるなど、医療薬学に関わる大きな変化とその変化に対応した薬物治療の質的向上が強く求められてきた。

このような背景から、2006(平成 18)年 4 月に学校教育法、薬剤師法が改正され、日本の薬学教育は、「医療現場で活躍する薬剤師」を養成する 6 年制学士課程と、薬学基礎系として従来からの「薬を生み出す創薬研究者」を養成する 4 年制学士課程の 2 つの薬学教育課程に再編された。両者においては、この再編に至った経緯からその人材育成目標が大きく異なり、4 年制課程は、医薬品の創製、開発、生産、さらには食品・化粧品、環境や衛生分野などの薬学関連領域での研究及び教育に従事する人材養成を目指すのに対し、6 年制課程では、薬物の適正使用に求められる知識・技能の習得とその進歩を担う薬剤師、さらには医療薬学分野の研究者の養成が目的とされた。

この再編がなされて以来、医療人としての薬剤師の質的向上とその地位の向上を目指した 6 年制学士課程が着実に成果をあげる一方で、当初は予想されていなかった問題も生じてきた。すなわち、2006(平成 18)年の新課程の開始にあたり、全国の私立大学薬学部・薬科大学が一斉に 6 年制課程にかじを切った結果、4 年制と 6 年制の学生定員に大きな偏りが生じ、明治以来日本の薬学教育システムが担ってきた「薬を生み出す創薬研究者」の育成という今一つの重要な役割を果たすことが困難になってきたのである。実際、薬学部を有する私立大学 56 大学 57 学部のうち、4 年制学士課程は 14 大学 15 学科に設置されているが、6 年制学士課程入学定員 10,651 人に対し、4 年制定員は 800 人に過ぎない(資料 1 文部科学省 薬科大学(薬学部)学科別一覧(平成 30 年度))。

これに対し、創薬研究の需要はますます増大する一方であり、日本再興戦略(平成 25 年 6 月閣議決定)において、医療関連産業は、日本が国際的に強みを持ち、グローバル市場での成長が期待できる戦略分野と認知されたのに引き続き、2015(平成 27)年 6 月に厚生労働省より出された国際薬事規制調和戦略においても、日本の強みを生かした医薬品開発環境の整備やレギュラトリーサイエンスの更なる環境整備を通じて、国際社会の保健衛生向上への一層の貢献が訴えられている。

このような医薬品の研究開発整備に伴い予想される人材需要の増大に応えるべく、立命館大学(以下、「本学」という。)では、2008(平成 20)年 4 月に開設した 6 年制学士課程である薬学科

を持つ薬学部に加えて、2015(平成 27)年 4 月に 4 年制学士課程である創薬科学科を新たに設置した。4 年制の本学科においては、「薬を中心に据えた」人の健康に関わる自然科学を基盤とし、医薬品の創製と分析、環境因子と人体への影響、疾病と薬物治療など多方面にわたる「学際的な薬学」の専門知識と技術の習得を通じ、医薬品創製の分野で社会に貢献できる人材育成を目指すこととした。

この人材育成目的に則り、また上述の社会的要請をも鑑みて、創薬科学科では入学時より研究者としての意識付けを行い、基礎薬学系科目の講義・実習を通じ、生命科学の幅広い領域の知識と技能を身につけさせるとともに、生理活性を有する機能性分子の設計・合成や疾病の分子レベルでの理解に基づく新規薬物標的の探索など医薬品の創製に必須となる高度な専門知識の習得を図っている。同学科所属学生の向学心は非常に強く、2020(平成 32)年 3 月に学部を卒業予定である 3 年次生への希望調査では、大学院修士課程への進学希望者は、在籍 44 人中 23 人、52.3%に及んだ(「学生の確保の見通し等を記載した書類」 p.3 参照)。

一方、他大学 4 年制課程卒業生の進路状況(資料 2 一般社団法人薬学教育協議会 平成 30 年 3 月薬系大学卒業生・大学院修了者就職動向調査の集計報告)を見ると、2018(平成 30)年 3 月時点の私立大学薬学部・薬科大学 4 年制学士課程卒業生 1,458 人中 320 人(21.9%)が就職するが、そのうち医薬品関連企業の研究、試験、製造部門に就職できた学生は 33 人であり、就職者の 10.3%に過ぎない。これとは対照的に大学院への進学者は 1,096 人であり、4 年制学士課程修了者の 75.2%にも及んでいる。さらには、同調査が発表した修士課程修了後の進路概況によると、私立大学同課程修了者 265 人はその 84.5%が就職する。そのうち、医薬品関連企業の研究・開発部門へは 93 人(41.5%)、関連の化学・食品等企業研究部門を合わせると、希望の研究・開発部門に就職を果たした学生 136 人は就職者の 60.7%に及び、学士課程卒業生の 10.3%と好対照を示す。この結果は、我が国の薬学部 4 年制学士課程は、大学院修士課程と連携した教育・研究指導をとることが、「薬を生み出す創薬研究者」の育成に有効に機能することを如実に示している。

また他方で、これら大多数の修士課程修了者が目指す医薬品関連企業には、元々大阪発祥の企業が多いことが知られ、現在も武田薬品工業株式会社、大日本住友製薬株式会社、塩野義製薬株式会社、小野薬品工業株式会社などの国内大手企業に加え、アストラゼネカ株式会社、バイエル薬品株式会社などの外資系企業が大阪市に本社をおく。また本社の立地と物流の関係から、大阪府や滋賀県を中心とする近畿圏に研究所や工場を持つ企業が多くを占め、売上高上位 20 社のうち 11 社が京滋、阪神を拠点として事業展開をすることは注目に値する(資料 3 医薬品企業売上高トップ 20 社の本社・研究所・工場の所在地)。

興味深いことに、これら医薬品関連企業に創薬人材を供給する立場にある関連分野の修士課程は 46 私立大学薬学部・薬科大学のうち 21 大学に設置されているに過ぎず、しかもその総入学定員 389 人のうち 5 大学の 5 研究科を合わせて 75 人(19.3%)が西日本にあるのみで、東日本地

域における偏在が著しい(資料4 文部科学省 薬系大学院専攻別一覧(平成30年度))。

このような状況下、滋賀県唯一の薬学部を擁する本学が、「薬科学の専門知識および研究力を備え、研究機関、教育機関、産業界、衛生行政等に貢献できる人材を育成すること」を人材育成目的とする薬学研究科薬科学専攻修士課程(入学定員:20人、収容定員40人)を設置することは、この創薬人材の地域的偏在性改善に有効であるばかりか、関西を主たる基盤の一つとする医療関連産業に対し恒常的に質の高い人材の供給を可能にすることから、現今の創薬人材の払底に対する社会的要請に応え、日本再興に貢献する観点からも意義深いと考える。

加えて、2010(平成22)年4月5日の日本学術会議薬学委員会報告(「日本の展望—学術からの提言2010」報告「薬学分野の展望」)にあるように、今後の創薬科学は、グリーンケミストリー、バイオインフォマティクス・バイオシミュレーション、再生医学・抗体医療などの周辺関連分野との有機的な連携に基づく発展が期待されていることを強調したい。これらの関連領域の研究は薬学以外の他学部・他研究科で行われていることが多く、研究主題によってはこれら周辺領域との人的交流の活性化が必要となることが予想される。このような背景を踏まえ、今回設置認可申請をする立命館大学薬学研究科薬科学専攻修士課程においては、4年制学士課程卒業生に加え、関連領域の研究背景を有する大学院生を受入れ、関連する研究領域との融合的発展を目指す。これら関連領域からの大学院生は、専攻の開設と同時に2年次学生として受入れ、その教育・指導体制は1年次学生への教育研究の指導体制と同様に、開設初年次より整備する。

以上の観点から、本研究科薬科学専攻修士課程においては、以下に述べるような教育目標を置き、本研究科が定めた修了要件(所定科目30単位以上の修得と本研究科が定める学位(修士)論文評価基準にもとづく修士論文審査の合格)に達することにより教育目標が達成されたとみなし、これをもって修士(薬科学)の学位を授与することとした。

<教育目標>

- ① 薬学および生命科学領域の知識を基礎として、医薬品等の創製を中心とした薬科学の専門知識を有する。
- ② 高い倫理観を持って医薬品等の研究開発や教育研究、衛生行政に貢献できるような、問題発見・解決能力、論理的思考能力を有する。
- ③ 論理的な学術論文の作成やプレゼンテーションができる。
- ④ 国際社会で活躍するために、薬科学分野の専門知識を用いた英語での基本的なコミュニケーションができる。

2. 修士課程までの構想か、又は博士課程の設置を目指した構想か

薬学研究科薬科学専攻は、医薬品等の創製を中心とする学際的な薬科学の専門知識と研究力を備え、教育機関、研究機関、産業界、衛生行政などで貢献できる人材育成を目的としたもの

であり、将来的に博士課程後期課程の設置を目指している。2019(平成31)年に「修士課程」の設置認可申請をまず行い、完成年度には研究科の専攻に係る課程変更申請を行い、修士課程は博士課程前期課程に変更する構想である。

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

日本の薬学教育は、「医療現場で活躍する薬剤師」の育成と、「薬を生み出す創薬研究者」の育成の 2 つの教育課程からなる。薬科学専攻修士課程は、このうち医薬品等の創製を中心とする学際的な薬科学の専門知識と研究力を備え、教育機関、研究機関、産業界、衛生行政などで貢献できる人材の育成を目的とすることから、研究科・専攻・学位の名称を下記のとおりとする。

なお、基礎となる学科は「創薬科学科」であるが、本専攻の名称は、医薬品等の創製を中心とするより広い領域を対象とする教育と研究を行うことから「薬科学専攻」とした。

また各名称の英文表記は、上記の人材育成目的および教育研究分野に照らして定めている。専攻分野を示す「Pharmaceutical Sciences」は薬学関係の分野で国際的に広く用いられている名称である。

研究科: 薬学研究科	Graduate School of Pharmacy
専攻: 薬科学専攻	Major in Pharmaceutical Sciences
学位: 修士(薬科学)	Master of Pharmaceutical Sciences

参考: 本学薬学研究科の既設専攻(上段)と新設専攻(下段太字四角部分)の専攻名と学位名

研究科名	専攻名	学位名
薬学研究科 Graduate School of Pharmacy	薬学専攻 Major in Pharmacy	博士(薬学) Doctor of Pharmacy
	薬科学専攻 Major in Pharmaceutical Sciences	修士(薬科学) Master of Pharmaceutical Sciences

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

これまで述べたように、日本の薬学教育は、「医療現場で活躍する薬剤師」の育成と、「薬を生み出す創薬研究者」の育成の 2 つの教育課程からなる。薬学研究科薬科学専攻修士課程は、下記の人材育成目的に基づき、以下のとおり教育目標と学位授与方針(ディプロマポリシー)及び教育課程の編成・実施方針(カリキュラムポリシー)を定める。

(1) 人材育成目的

薬科学専攻修士課程は、薬科学の専門知識および研究力を備え、研究機関、教育機関、産業界、衛生行政等に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(2) 学位授与方針(ディプロマポリシー)

本研究科薬科学専攻修士課程においては、下記の教育目標を置き、本研究科が定めた修了要件、すなわち標準修業年限以上在学し、所定科目30単位以上の修得と本研究科が定める学位(修士)論文評価基準にもとづく修士論文審査の合格に達することにより教育目標が達成されたとみなし、これをもって修士(薬科学)の学位を授与することとする。

<教育目標>

- ① 薬学および生命科学領域の知識を基礎として、医薬品等の創製を中心とした薬科学の専門知識を有する。
- ② 高い倫理観を持って医薬品等の研究開発や教育研究、衛生行政に貢献できるような、問題発見・解決能力、論理的思考能力を有する。
- ③ 論理的な学術論文の作成やプレゼンテーションができる。
- ④ 国際社会で活躍するために、薬科学分野の専門知識を用いた英語での基本的なコミュニケーションができる。

(3) 教育課程の編成・実施方針(カリキュラムポリシー)

医薬品創製のプロセスは、創薬標的となる機能性分子としてのタンパク質や疾患遺伝子に由来する核酸など生体高分子の研究に始まり、薬の候補となる化合物の探索や有機合成、また細胞や動物を用いた薬物動態や安全性評価の研究など幅広い研究領域からなるため、必要とされる専門知識も多岐にわたる。そのため、上記プロセスを大きく5つの分野、「薬品分子創製化学」、「生体分子解析学」、「薬物動態解析学」、「生体機能薬学」、「薬物作用解析学」に分類し、専門分野に応じた基盤的な知識および先端的な研究技術が取得できる教育体制とした。

薬品分子創製化学分野は有機化学、生薬学、天然物化学を、生体分子解析学分野は物理化学、分析化学、衛生化学を、薬物動態解析学分野は薬剤学、製剤学、安全性評価学を、生体機能薬学分野は生化学、衛生化学を、薬物作用解析学分野は薬理学、有効性評価学を、それぞれ基盤としたテーマを主要な研究対象とする。

本研究科薬科学専攻修士課程の学生は、入学時にいずれかの研究分野を選択のうえ、主担当教員による「特別実験」の他、必要に応じて関連分野の複数の教員による助言を受けながら、5つの研究分野を中心に履修・研究を進め、必要な専門知識を習得することとする。

上記の教育目標ごとに、その達成に資する教育課程の編成・実施方針(カリキュラムポリシー)を以下のとおり置く。

- 教育目標①「薬学および生命科学領域の知識を基礎として、医薬品等の創製を中心とし

た薬科学の専門知識を有する。」を達成する。

医薬品創製のプロセスは、創薬標的となる機能性分子としてのタンパク質や疾患遺伝子に由来する核酸など生体高分子の研究に始まり、薬の候補となる化合物の探索や有機合成、また細胞や動物を用いた薬物動態や安全性評価の研究など幅広い研究領域からなるため、必要とされる専門知識も多岐にわたる。それら医薬品創製の基盤となる専門知識として、専門科目(コア)〔「薬品分子創製化学特論」、「生体分子解析学特論」、「薬物動態解析学特論」、「生体機能薬学特論」、「薬物作用解析学特論」など〕を配置する。医薬品の製剤化、安全性評価や医薬品創製に関わる臨床分野の専門知識として、専門科目(選択)〔「創剤学特論」、「医療情報分析学特論」、「医薬品安全評価学特論」、「臨床治療学特論」、「生活習慣病特論」など〕を配置する。5研究分野では、各分野に応じた高い専門知識を修得するための履修を促すが、学問の過度の専門化に陥ることなく幅広い視野から研究を推進できるように、分野横断型の知識の修得も可能にする。講義科目の評価は授業への貢献度等に基づく平常点評価とレポート等により行う。

- 教育目標②「高い倫理観を持って医薬品等の研究開発や教育研究、衛生行政に貢献できるような、問題発見・解決能力、論理的思考能力を有する。」を達成する。

医療の担い手となる人材は、他にもまして高い倫理観が求められる。企業活動における倫理や法規制、知的財産戦略の専門知識として、「研究開発・知的財産特論」を配置する。また、国内の衛生行政の仕組み、公衆衛生や食品衛生に関わる法規制、開発途上国の保健状況についての専門知識として、「公衆衛生・国際保健特論」を配置する。講義科目の評価は授業への貢献度等に基づく平常点評価とレポート等により行う。

- 教育目標③「論理的な学術論文の作成やプレゼンテーションができる。」を達成する。
- 教育目標④「国際社会で活躍するために、薬科学分野の専門知識を用いた英語での基本的なコミュニケーションができる。」を達成する。

「演習」では、学術情報の収集やプレゼンテーションなどアクティブラーニング型の教育を実施し、研究開発に必要な問題発見・解決能力、論理的思考能力、論理的な文章作成能力やプレゼンテーション力を育てる。評価は、授業への貢献度やレポート、プレゼンテーションなどにより行う(平常点評価)。

「特別実験」では、自らの研究課題についての専門知識を深め、研究開発に必要な高度な実験技術や高い倫理観を修得できる指導を行う。専攻全体や分野毎の報告会を設け、主担当教員の他に、必要に応じて関連分野の教員による助言が受けられる指導体制とする。評価は、授業への貢献度やレポート、プレゼンテーションなどにより行う(平常点評価)。実践的応用として、国内外での学会やシンポジウムにて口頭

発表やポスター発表を行うことを奨励する。

加えて、英語でのコミュニケーションやプレゼンテーションなどアクティブラーニング型の教育を行う科目(「専門英語」、「技術者実践英語」)を配置する。「専門英語」では、科学論文の構成や特徴、プレゼンテーションに用いられる表現やスキルを講義形式で学び、演習形式で実践を通じたスキルの習得と向上を行う。「技術者実践英語」では、海外での研究やインターンシップを想定し、グループワークを通じてプレゼンテーションと英語コミュニケーションについて学ぶ。また研究留学の準備に必要なカバーレターやレジュメを準備するためのライティングスキルを身につける。英語系講義科目の評価は、授業への貢献度やレポート、プレゼンテーションにより行う(平常点評価)。

(4) 教育課程の編成の体系

本研究科薬科学専攻修士課程は、主に本学薬学部創薬科学科卒業生ならびに他の4年制理系学部卒業生を受け入れる。これらの学生に対する教育課程は、個々の学生が目的に合った授業科目を履修し、指導教員と共に研究に取り組み、修士論文を作成するものになっており、講義科目は、自らの専門領域を中心に周辺領域の知識を含めて薬学全体にわたる知識の修得ができるよう配慮している。薬科学研究の目的の1つである医薬品の創製は、自然科学の基礎知識と、それらの上に構築される薬学の専門知識の集積を必要とすることから、薬科学専攻における講義は、有機化学、天然物化学、生薬学、物理化学、分析化学、生化学、薬理学、薬剤学、衛生化学、分子・細胞生物学を含めた基礎薬学領域と、医薬品の製剤化・有効性評価・安全性評価などを扱う応用薬学領域から構成されている。

薬学研究科薬科学専攻修士課程の教育課程は、下表のとおり大きく「専門科目」、「薬科学研究科目」、「自由科目」の3つの科目区分で構成する。「専門科目」は、本専攻5分野の基盤となる基礎薬学領域の専門知識や、高い倫理観を持って医薬品等の研究開発や教育研究、衛生行政に貢献するために必要と考えられる専門知識を習得できる「コア」科目と、興味に応じて幅広く応用薬学領域の専門知識を習得できる「選択」科目に区分した。「薬科学研究科目」は、研究活動における様々なコミュニケーション能力の育成や研究成果の情報発信に向けた討論や準備を指導教員とともに「演習」と、研究手法を学び、指導教員の指導のもと研究を計画し実施する「特別実験」とに区分した。修了要件に含めない科目は「自由科目」とした。

専門科目「コア」では、学生が入学時に選択する、薬品分子創製化学、生体分子解析学、薬物動態解析学、生体機能薬学、薬物作用解析学の5つの分野のうち、履修する分野に付随する特論より1科目、履修分野以外から1科目以上を履修しなければならない。幅広い基礎薬学に関する専門知識を修得するため、履修する分野以外のコア科目の履修を推奨し、専門科目「コア」から8単位以上を修得しなければならない。

専門科目「コア」において自らの研究分野の知識修得に集中する一方、専門科目「選択」では、今後ますます多様化する研究対象・手法に柔軟に対応できるサイエンティストとなるための素地を確立させるため、薬科学の知識の豊富化に資する科目を配置する。これらの科目は同一時期に入学する新設の薬科学専攻修士課程および既設の薬学専攻博士課程(4年制)の双方の学生に履修を推奨する科目であり、その講義内容には自ずと重複が生じる。

しかしながら、博士課程の学生がファーマシスト・サイエンティストを目指すのに対し、修士課程の学生は医薬品の研究・開発者となることを目指している。両者は、将来、薬を作る側と使う側という相対する立場に立つことから、双方から見える問題点や解決策、倫理観について相互討論により学ぶことは、医薬品等の研究開発や教育研究、衛生行政に携わる人材の育成に有効と判断する。このため、専門科目(選択)では、両課程に渡り共通して開講することとし、講義内で相互討論の時間を設ける。一方、各課程の人材育成目的や教育目標は異なるため、到達目標と評価基準についてはそれぞれ個別に設定し評価を行う。

< 修士課程講義科目・研究科目一覧 >

専門科目	コア	薬品分子創製化学特論	4 単位以上 (履修する分野の特論から 2 単位、それ以外の分野の特論から 2 単位以上)
		生体分子解析学特論	
		薬物動態解析学特論	
		生体機能薬学特論	
		薬物作用解析学特論	
		分析神経科学特論	8 単位以上
		生命有機化学特論	
		公衆衛生・国際保健特論	
		研究開発・知的財産特論	
		専門英語	
	選択	医療情報分析学特論	14 単位以上
		医薬品安全評価学特論	
		創剤学特論	
		病原微生物学・感染症学特論	
		分子生物薬剤学特論	
臨床治療学特論			
幹細胞生物学特論			
生理・構造生物学特論			
生活習慣病特論			
薬用資源学特論			
臨床副作用学特論			
分子病態学特論			
薬科学研究科目	演習	演習1	8 単位
		演習2	
		演習3	
		演習4	
	特別実験	特別実験1	8 単位
		特別実験2	
		特別実験3	
		特別実験4	
自由科目	技術者実践英語特論	—	
合計		30 単位以上	

教育目標と学生に身につけさせる知識・能力と授業科目との間の対応関係および修士論文作成に至る流れは添付の図に示している(資料 5 教育目標と学生に身につけさせる知識・能力と授業科目との間の対応関係および修士論文作成に至る流れ)。

また、教育課程の特色は次のとおりである。

①5 つの研究分野

医薬品創製のプロセスは、創薬標的となる機能性分子としてのタンパク質や疾患遺伝子に由来する核酸など生体高分子の研究に始まり、薬の候補となる化合物の探索や有機合成、また細胞や動物を用いた薬物動態や安全性評価の研究など幅広い研究領域からなるため、必要とされる専門知識も多岐にわたる。上記プロセスを大きく 5 つの分野、「薬品分子創製化学」、「生体分子解析

学」、「薬物動態解析学」、「生体機能薬学」、「薬物作用解析学」に分類し、専門分野に応じた基盤的な知識および先端的な研究技術が取得できる教育体制とした。

薬品分子創製化学分野は有機化学、天然物化学、生薬学を、生体分子解析学分野は物理化学、分析化学、衛生化学を、薬物動態解析学分野は薬剤学、製剤学、安全性評価学を、生体機能薬学分野は生化学、衛生化学、分子・細胞生物学を、薬物作用解析学分野は薬理学、有効性評価学を、それぞれ基盤としたテーマを主要な研究対象とする。

また、学問の過度の専門化に陥ることなく幅広い視野から研究を推進でき、分野横断型の知識の修得も可能にするため、有機化学、天然物化学、生薬学、物理化学、分析化学、生化学、薬理学、薬剤学、衛生化学を含めた基礎薬学領域に加え、医薬品の製剤化・有効性評価・安全性評価などを扱う応用薬学領域の科目も配置した。

②情報発信力と倫理観

「特別実験」では主に実験技術の修得や新しい研究手法の追求に重点がおかれる。それ以外に、研究活動における様々なコミュニケーション能力の構築も重要課題である。そこで、PBL (Problem-based Learning) 形式の「演習」を指導教員の参加のもと小集団で実施する。自身の研究成果の報告や学会発表の準備、さらには発表とその際に行われる質疑応答を通じて、高度なプレゼンテーション能力の修得に努める。「専門英語」では、国際的に活躍するために必要な英語によるコミュニケーション能力をいっそう高める。また、各年次に配置する「演習」および「特別実験」を通して、研究の質の向上や研究不正に対する理解を日常的に深め、高い研究倫理観を身につける。

③国際感覚の育成

各専門分野で国際的に活躍するためには、英語でのコミュニケーション能力に加え、国外の様々な文化や価値観を理解し、国際的な観点から物事を考えることが必要となる。本研究科薬科学専攻修士課程の専門科目「コア」に、「公衆衛生・国際保健特論」および「研究開発・知的財産特論」を配置した。「公衆衛生・国際保健特論」では、行政や民間機関の研究者による我が国の環境、保健、公衆衛生の実情の説明のみならず、独立行政法人国際協力機構 (JICA) 等による開発途上国に対する国際保健支援の取り組みについて紹介する。また「研究開発・知的財産特論」では、様々な企業の研究者を招いて、企業が求める(海外でも活躍出来る)人材像を中心テーマとした講演を通じて、卒業後の進路や自身のスキルアップの方向性を熟考するための多角的な材料を提供する。これらの専門科目に加え、「専門英語」や「技術者実践英語」を通して、英語による研究発表スキルだけでなく実用的な英語コミュニケーション法を修得する。

また、研究留学は、教育課程に位置づけるものではないが、研究の進展と必要性に応じて希望する学生が、短期間、海外の共同研究先大学や研究機関、協定大学等で研究を行うこと想定して

いる。

研究留学期間は、原則として夏期または春期の休暇期間を活用し、講義科目履修への影響が及ばない範囲で派遣研究室と受入研究室が合意して行うこととし、休学・留学の学籍異動を伴うものではない。

留学中の研究指導は、学生から指導教員に対し、定期的に研究の進捗状況を報告させ、指導教員が学生の研究の進捗状況を確認した上で、インターネット等の情報通信手段を活用した研究指導を行い、対面指導に準じた研究指導を担保する。

留学に伴うリスク管理を徹底するため、海外の大学等での学生の在籍保障については、必要に応じて協定や覚書等を締結することで担保し、留学期間、宿泊先、留学先の研究内容等について指導教員からの報告を求める。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

これまで述べた薬科学専攻修士課程の設置の趣旨や教育課程等をふまえて、次のとおり教員組織を編成する。

(1) 教員組織の編成の考え方

薬科学専攻修士課程の研究指導教員および研究指導補助教員として、専任教員 12 人(教授 11 人、准教授 1 人)を置き、「専門科目(コア)」、「薬科学研究科目」等の科目区分において教育研究上主要と認める授業科目の担当や、研究指導體制を確保する。なお既設の薬学専攻と新設の薬科学専攻の 2 専攻をあわせた薬学研究科の専任教員(教授、准教授)の合計人数は 23 人である。

教員の任用や昇任については、「立命館大学教員任用・昇任規程」「立命館大学大学院担当教員選考基準」と、それらを踏まえた研究科内規を定め、これら諸規程に基づき行う。

本学の薬学部は 6 年制の薬学科と 4 年制の創薬科学科の 2 学科を擁し、薬学研究科は 4 年制の薬学専攻博士課程を擁しているが、新設する薬科学専攻修士課程は、薬学部創薬科学科を基礎とする。薬学部においては、創薬科学科および薬学科の 2 学科で協力し、薬学分野における幅広い講義や教育研究の場を提供していることから、薬学研究科においても、薬科学専攻と薬学専攻の教員が協力し、多様な教育を提供する。

具体的には、薬科学専攻では、これまで述べたとおり生命現象の理解や医薬品の創製に必要な幅広い学問領域を教育できるように、薬品分子創製化学、生体分子解析学、薬物動態解析学、生体機能薬学、薬物作用解析学の 5 つの分野を設置する。研究指導はもとより、開設する専門科目をきめ細やかに指導するために、薬科学に関連する分野の博士の学位を有し、各分野における専門知識と優れた教育研究業績を有する専任教員を配置する。さらに臨床系薬学分野の知識をも有する優れた薬学研究者を育成するために、専門知識と優れた教育研究業績を有する既設の

薬学専攻教員を兼任教員として配置する。

(2) 教員組織の編成の特色

新設する薬科学専攻の専任教員以外に、既設の薬学専攻の教員を兼任教員とし、講義を担当する。表 1 に薬学研究科の教員の専任・兼任の状況を示す。

表 1. 専任教員、兼任教員の職位と人数

	教授	准教授	計
薬科学専攻(専任)	11	1	12
薬学専攻(兼任)	7	4	11

薬科学専攻教員の開設時の年齢構成を表2に示す。専任教員(教授・准教授)の年齢構成は、40歳代、50歳代を中心としているため、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障はない。本学の専任教員(任期の定めのある教員を除く)の定年は、教授が65歳、教授以外の教員が60歳であるが(資料6 大学教員定年規則)、完成年度までに定年を迎える薬科学専攻専任教員はいない。

なお、兼任教員のうち1名が完成年度までに定年を迎えるが、定年退職した教授のうち、高度な教育の能力と実績を有する者については、立命館大学特別任用教員規程(資料7 立命館大学特別任用教員規程)に基づき、特別任用教員として任用を決定し、当該教員が完成年度まで勤務できる条件を整えていることから、教員組織の安定性に問題はない。

表 2. 専任教員の開設時の年齢構成

	60歳代	50歳代	40歳代
教授	2	6	3
准教授	0	0	1

(3) 研究分野・研究体制

薬科学専攻では、教育研究上の中心となる5分野に、次のとおり教員を配置し研究を展開する。

<薬品分子創製化学>(専任教員 3人)

<生体分子解析学>(専任教員 2人)

<薬物動態解析学>(専任教員 2人)

<生体機能薬学>(専任教員 3人)

<薬物作用解析学>(専任教員 2人)

教授および准教授は、教員個人研究室と卒業研究室を有する。また、共通施設(共通機器室、低温室、暗室)、動物飼育施設を整備しており、創薬研究を行うにあたり十分な研究設備が整っている。

それぞれの研究室の概要は以下のとおりである。

研究室概要

<薬品分子創製化学分野>

薬品分子化学研究室 担当教員／梶本 哲也 薬学博士

本研究室は、天然物化学および有機合成化学をバックグラウンドとして、天然物の合成、化学修飾、天然物類似体の合成を行いながら、医薬品シードとなり得る生理活性物質の探索を研究テーマとする。特に、ガングリオシド、ステロイド配糖体、イミノ糖ならびにその類縁体の生物活性に注目し、これら有機化合物の一般的かつ効率的な合成法を確立したいと考えている。現在、本目標の1つを達成すべく、無臭チオールを活性化基とするチオグリコシドを用いて、環境に優しいグリコシル化反応の検討を開始している。

精密合成化学研究室 担当教員／土肥 寿文 博士(薬学)

有機合成化学を通じて、新しい創薬リード化合物を生み出したり、くすりの望みとする機能を大きく引き出したりすることができる。現在、欲しい医薬品を理論的に設計する時代が到来しつつあり、創薬の場においてますます有機合成の活躍する環境が整ってきた。当研究室ではこれまで、創薬研究に役立つ有機合成の知識と技術の伝承に携わりながら、持続可能で未来に残る精密有機合成を1つの指針として追及してきた。独自に開発した合成化学手法を用いて、優れた生物活性を持つ天然物や生物活性物質の類縁体を合成し、創薬開発候補とする研究開発を目指す。

生命薬化学研究室 担当教員／古徳 直之 博士(薬学)

医薬シーズとしての有用性が高い生物活性天然物について、引き続き構造活性相関研究を進めるとともに、その情報をもとにして、活性発現のメカニズムを解明するための分子プローブを設計し、合成する。

<生体分子解析学分野>

生体分子構造学研究室 担当教員／北原 亮 博士(理学)

蛋白質が異常をきたすと、アルツハイマー病に代表される神経変性疾患や癌など様々な病気につながる。蛋白質の構造を原子レベルで理解することにより、機能発現や病気のメカニズムの分子論的な解釈や論理的な化合物設計が可能となる。数千気圧の高圧力実験から、溶液中の蛋白質がもつ多様なコンフォメーションの存在を明らかにする。構造変化は、コンフォメーション

ン間の化学平衡の変化を意味し、分子の機能の高さや凝集性などその性質と直接関係する。
このような蛋白質構造の研究から、医薬品開発における新しい方法論の開発を行う。

生体分析化学研究室 担当教員／豊田 英尚 薬学博士

糖鎖は、がんや糖尿病、ウイルス感染のほか、免疫機能とも関わり、あらゆる生命現象を解く鍵である。薬学研究では、生物薬品における糖鎖が薬効や安全性に影響をあたえるため、非常に重要な研究対象である。当研究室では糖鎖の機能解明を目的として、医薬品開発に役立つ研究を行うほか、ES 細胞や iPS 細胞における糖鎖の質的・量的な解析を行い、再生医療への貢献を目指している。具体的には、生体内糖鎖の中でも特に分析が難しい、グリコサミノグリカン(ヒアルロン酸、ヘパリン・ヘパラン硫酸、コンドロイチン硫酸、ケラタン硫酸)などの酸性多糖に関する超微量分析法の開発を行っている。また、iPS 細胞表面や ES 細胞表面に発現する特異的な糖鎖エピトープが細胞リプログラミングや分化において果たす生物学的役割を解析して、その活性糖鎖の化学構造を解明することにより、再生医療に役立つ細胞培養技術に必要な基盤知識の獲得を目指している。

<薬物動態解析学分野>

分子薬物動態学研究室 担当教員／藤田 卓也 博士(薬学)

医薬品とは、特定の薬理効果を持つ有機化合物にその有効性と安全性を保障する十分な情報と、確実にヒトに投与されるための技術が付与された 1 つのシステムと考えられる。近年、ゲノム情報に基づいた論理的な医薬品開発が理論上は可能となってきた。こうしたゲノム創薬をはじめとした新薬開発研究は、非常に魅力的であり、注目が集まりがちであるが、その有効性と安全性が確保されなければ決して医薬品としての医療現場に供されることはない。そのため、新規医薬品の開発には、薬物の体内動態研究に基づいた化合物の最適化、有効性と安全性に関する proof of concept の検証、さらには適切な投与システムの開発が必須となる。医薬品の体内動態、薬物の吸収(A: absorption)、分布(D: distribution)、代謝(M: metabolism)、排泄(E: elimination)、毒性(Tox: toxicity)により規定されるが、これらの生体内反応にかかる分子機構は極めて複雑で、未だ十分に解明されているとはいえない。本研究室では、こうした ADME-Tox 研究の中で、主として薬物吸収に焦点をあて、探索段階における新規開発化合物のヒトでの吸収性予測や製剤設計の合理化に関する研究、および創薬ターゲットとしてのトランスポーターの探索を進めている。

分子薬剤学研究室 担当教員／菅野 清彦 博士(薬学)

良好な生物学的利用率(バイオアベイラビリティ:BA)を有する薬物および製剤の開発は、

有効性と安全性の高い医薬品の開発に必須である。経口製剤からの BA は、生体および薬物の様々な要因が複雑に関与しており、BA の全容解明は喫緊の課題となっている。そこで、本研究では、生体および薬物の物理化学的側面から BA の全容解明を目指した研究を行う。具体的な研究課題は、以下のような項目である。

過飽和現象、消化管流体力学、製剤-薬物間相互作用、生体成分-薬物間相互作用、食事成分-薬物間相互作用、構造膜透過性相関、構造溶解度相関、原薬形態最適化、製剤のパフォーマンス安定性、生物学的同等性、個体間および個体内差、消化管代謝、トランスポーター、その他関連項目。

<生体機能薬学分野>

神経発生システム研究室 担当教員／小池 千恵子 博士(薬学)

私たちは、毎日の生活における認識や行動の多くを視覚情報に依存している。網膜は哺乳類において、光情報を神経情報に変換する唯一の神経組織である。視覚情報は、大脳皮質視覚野で分解・統合といった情報処理が行われることは良く知られているが、光情報が入力する第一段階の組織である網膜においてまず基本となる重要な情報処理が行われている。

本研究室では、網膜の情報処理の中心となる ON・OFF 回路に注目した、網膜回路による視覚応答制御の階層横断的解析を行っている。

生体情報制御学研究室 担当教員／鈴木 健二 医学博士

生体情報制御学では、タンパク質のリン酸化とそれに関わる情報伝達分子の相互作用に焦点をあて、様々な疾患メカニズムや治療法の開発に繋がる研究を行う。具体的には、「肥満」と「糖尿病」をつなぐ脂肪細胞とマクロファージの相互作用の分子メカニズムを解明する研究や、複雑なシグナルネットワークに潜む制御システムを抽出してその制御原理を明らかにする研究、環境汚染物質が生体に及ぼす影響を解析する研究を行う。

細胞工学研究室 担当教員／高田 達之 農学博士

我々ヒトの体は、約 200 種類からなる 60 兆個の細胞により構成され、これらが 1 つのシステム(個体)として統合され、機能している。これらの基となった細胞、ゲノム情報は 1 つであり、発生の過程でこのような多種類、多数の細胞が生み出される。この分化過程には様々なシグナル伝達に関与し、エピジェネティックな遺伝子発現変化を生じさせている。また、iPS 細胞の確立により、初期化現象の解析も可能となってきた。細胞工学研究室では、細胞分化、初期化メカニズム解析の観点から、マウスおよび霊長類の ES、iPS 細胞を用いた生殖細胞分化、環境化学物質が幹細胞分化に与える影響、発生に伴う DNA メチル化の変動に焦点をあて、研究を展開している。

<薬物作用解析学分野>

薬効解析科学研究室 担当教員／北村 佳久 薬学博士

薬効解析科学研究室では、「脳」を対象とし、薬理的な研究を行っている。脳には、全身機能を調節する神経細胞とそれをサポートするグリア細胞(アストロサイト、ミクログリアなど)、栄養を供給する脳血管が存在し、お互いが協調しながら、脳内活動を営んでいる。しかし、老化、遺伝的原因、事故などにより脳のホメオスタシスが破綻したとき、アルツハイマー病、パーキンソン病、脳卒中(脳出血・脳梗塞)などの脳の病気が発症する。超少子高齢化社会を迎えた現代、老化とともに発症頻度の高まる、このような疾患の治療薬開発は急務の課題であり、多くの製薬企業もこの分野に参入しているが、残念ながら、根本的治療が期待できる特効薬はない。薬効解析科学研究室では、実験動物(ラット・マウス・プラナリアなど)やヒト由来培養細胞を用いて脳疾患発症メカニズムの解析から創薬ターゲットの探索や薬物シードと考えられる薬物の作用機序の解明および創薬研究を展開している。

臨床薬理学研究室 担当教員／服部 尚樹 医学博士

薬物の適正使用は臨床薬学において重要なテーマである。本研究室では内分泌疾患における薬物の適正使用に関連した研究を行っている。高プロラクチン血症の治療にはドパミン作動薬が用いられるが、消化器症状などの副作用が強い。本研究室ではプロラクチンに対する自己抗体が原因であり、高プロラクチン血症の新たな原因となる「マクロプロラクチン血症」を見出した。その基礎的、臨床的研究を通して、本疾患に対する薬物治療の必要性について検討している。インスリンを使用している糖尿病患者で、インスリンに対する自己抗体ができる場合があり、インスリン抵抗性の原因になっている。

本研究室ではインスリン自己抗体産生に対する基礎的、臨床的検討を行っており、in vitroで適正なインスリンへの変更の提案ができないか検討している。これらの研究は京都医療センターや神戸医療センターなどと共同で実施している。

6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

薬学のみならず、化学、食品業界など多彩な分野に貢献できる研究者、技術者育成を目的とした教育を行う。

講義に関しては、履修する分野(薬品分子創製化学、生体分子解析学、薬物動態解析学、生体機能薬学、薬品作用解析学)の専門科目に関し、深い専門知識を身につけさせる。「演習」と「特別実験」においては、論文読解、客観的データ解釈、実験構築、実験技術、論理的思考という研究能力に加え、プレゼンテーション、コミュニケーション能力を鍛える。特に社会で働くことを強く

意識させ、バランスのとれた思考、行動の仕方を身につけさせる。また、既に述べたように既設の薬学研究科薬学専攻との連携により専門科目(選択)を配置し、専攻分野に偏向すること無く、関連する他分野の講義も組み合わせて受講できる様に配慮する。さらに総合大学の利点を活用し、文理融合や産学連携など、研究活動においてより多くの選択肢を与え、堅実な専門知識と柔軟な発想を教育し、社会に貢献できる人材育成を行う。

(2) 履修指導

1) 履修指導・研究指導体制

履修指導は、入学時のオリエンテーション時から主指導教員を通じて次のように綿密に行う。

オリエンテーション時に、学生が選択した分野(薬品分子創製化学、生体分子解析学、薬物動態解析学、生体機能薬学、薬物作用解析学)の重要性、学問的意義や人材養成目的等を学生に示し、本研究科修了後の活躍フィールドを提示する。また、オリエンテーション期間中に研究指導教員が自身の研究室に所属する大学院生との個別面談を行い、希望する研究テーマ及び希望進路に照らして、受講計画についての助言ならびに履修指導を行う。

2年次に転入学を希望する学生については、入学試験の出願前に説明会を開催し、本研究科の人材育成目的、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーおよび2年次転入学者に期待する事項等を示すとともに、履修モデルや修了までのスケジュールを説明する。なお、大学院転入学入試説明会は複数回の開催を設定し、転入学志願者が出願前に説明会に参加できるよう配慮する。説明会后、指導を希望する教員と、研究内容等について相談することを求める。教員との個別相談では、選択予定の研究分野や在学している大学院での研究テーマ、研究の進捗状況、本研究科の想定する履修モデルのうち、どのモデルに即して科目を履修していく計画なのか、といった点を綿密にヒアリングし、合格した場合の入学後1年間での履修・研究計画の具体化を進める。

なお、本専攻の大学院設置基準上の必要教員数は「研究指導教員5名、研究指導補助教員含めて9名」となっているが、本専攻では開設当初から「研究指導教員12名(教授11名、准教授1名)」の体制を整備する。したがって、2年次転入学生への研究指導についても、1年次入学生と同様に、主担当教員による「特別実験」の他、関連分野の複数の教員が助言する、十分な体制を確保する。

2) シラバス(授業計画)

「大学院設置基準第14条の2」及び大学全体の方針に基づき、学生の自立的・系統的

な履修を確実なものとするため、全科目のシラバスを作成し、ホームページに掲載することにより、大学院生に周知する。シラバスでは、各授業科目の概要、到達目標、授業スケジュール、成績評価方法を明示し、これに基づいて授業を計画的に行う。

(3) 履修モデル

本研究科薬科学専攻修士課程の学生は、薬品分子創製化学、生体分子解析学、薬物動態解析学、生体機能薬学、薬物作用解析学のいずれかの研究分野の履修を進め、必ず自身が履修する研究分野の特論を受講することで必要な専門知識を修得する。しかしながら学問の過度の専門化に陥ることなく幅広い視野から知識を修得できるように、体系的に選択科目を履修する。養成する人材像に対応して、修士課程における履修モデルを学生が履修する分野別に下記に示す。ただし、転入学者の場合、分野融合的な学問領域の発展や創薬研究を意識し、履修モデルに則し自身が履修する分野の特論及び選択科目を履修する。

履修モデル1(高度な専門知識と研究力を生かし、製薬会社や化学メーカーの研究・開発部門での活躍を目指すモデル)

医薬品の創製には、生体を構成する分子から細胞、個体レベルにおける薬物作用の理解、さらには合成医薬品や生薬・天然物医薬品、抗体医薬品などの幅広い知識が必要となる。化学・物理系分野(薬品分子創製化学分野、生体分子解析学分野)では、医薬品の合成や生体分子の構造、機能、安定性について深い知識を修得し、生物系分野(薬物動態解析学分野、生体機能薬学分野、薬物作用解析学分野)では、生体機能、疾患に関わる病理や薬物作用、薬物動態について深い知識を修得する。また、演習や特別研究を通じ問題発見・解決能力、論理的思考能力を醸成することが望まれる。専門科目としては、専門科目(コア)より、履修する分野で必ず履修しなければならない講義科目に加え、関連する科目、「公衆衛生・国際保健特論」「研究開発・知的財産特論」を含めた 8 単位以上を履修することが推奨される。さらに、専門科目(選択)より臨床に関わる科目を履修することにより、創薬や臨床開発に関わる広い知識を修得することが望まれる。

<化学・物理系>

薬品分子創製化学分野	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「薬品分子創製化学特論」「生体分子解析学特論」 「生命有機化学特論」「公衆衛生・国際保健特論」 「研究開発・知的財産特論」				10
専門(選択)	「薬用資源学特論」「創剤学特論」				4

生体分子解析学分野	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「生体分子解析学特論」「生体機能薬学特論」 「分析神経科学特論」「生命有機化学特論」 「公衆衛生・国際保健特論」「研究開発・知的財産特論」				12
専門(選択)	「生理・構造生物学特論」				2

<生物系>

薬物動態解析学分野	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「薬物動態解析学特論」「薬物作用解析学特論」 「公衆衛生・国際保健特論」「研究開発・知的財産特論」				8
専門(選択)	「創剤学特論」「分子病態学特論」「分子生物薬剤学特論」				6

生体機能薬学分野	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「生体機能薬学特論」「生体分子解析学特論」 「分析神経科学特論」「公衆衛生・国際保健特論」 「研究開発・知的財産特論」				10
専門(選択)	「病原微生物学・感染症学特論」「幹細胞生物学特論」				4

薬物作用解析学分野	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「薬物作用解析学特論」「薬物動態解析学特論」 「公衆衛生・国際保健特論」「研究開発・知的財産特論」				8
専門(選択)	「臨床治療学特論」「臨床副作用学特論」「分子病態学特論」				6

履修モデル2(高度な専門知識と研究力を生かし、国家や自治団体の衛生行政部門や企業等の医療情報部門で活躍を目指すモデル)

国家や自治団体における衛生行政(保健行政と医療行政)部門や、企業等にて医薬品の情報管理や医療情報担当者として活躍するためには、薬科学や生命科学に関する専門知識とともに、公衆衛生や臨床開発に関わる医薬品評価や医療情報についての専門知識も必要となる。各分野における専門知識の修得に加え、薬物動態や薬物作用、医薬品の安全性評価、公衆衛生に関わる知識を修得する。演習や特別研究を通じ問題発見・解決能力、論理的思考能力を醸成することが望まれる。専門科目としては、専門科目(コア)より、履修する分野で必ず履修しなければならない講義科目に加え、「薬物動態解析学特論」「薬物作用解析学特論」「公衆衛生・国際保健特論」を履修し、専門科目(選択)より「医療情報分析学特論」「医薬品安全評価学特論」「生活習慣病特論」を履修することが望まれる。

<化学・物理系>

薬品分子創製化学分野	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「薬品分子創製化学特論」「薬物動態解析学特論」 「薬物作用解析学特論」「公衆衛生・国際保健特論」				8
専門(選択)	「医療情報分析学特論」「医薬品安全評価学特論」 「生活習慣病特論」				6

生体分子解析学分野	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「生体分子解析学特論」「薬物動態解析学特論」 「薬物作用解析学特論」「公衆衛生・国際保健特論」				8
専門(選択)	「医療情報分析学特論」「医薬品安全評価学特論」 「生活習慣病特論」				6

<生物系>

薬物動態解析学分野	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「薬物動態解析学特論」「薬物作用解析学特論」 「公衆衛生・国際保健特論」「研究開発・知的財産特論」				8
専門(選択)	「医療情報分析学特論」「医薬品安全評価学特論」 「生活習慣病特論」				6

生体機能薬学分野	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「生体機能薬学特論」「薬物動態解析学特論」 「薬物作用解析学特論」「公衆衛生・国際保健特論」				8
専門(選択)	「医療情報分析学特論」「医薬品安全評価学特論」 「生活習慣病特論」				6

薬物作用解析学分野	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「薬物作用解析学特論」「薬物動態解析学特論」 「公衆衛生・国際保健特論」「研究開発・知的財産特論」				8
専門(選択)	「医療情報分析学特論」「医薬品安全評価学特論」 「生活習慣病特論」				6

履修モデル 3(2年間の修士課程を修めて、さらに3年間の博士課程後期課程にて研究を進展させ、薬学部教員やアカデミアでの研究職を目指すモデル)

将来に薬学部教員やアカデミアでの研究職を目指す学生は、医薬品創製に関わる広く深い知識とともに、演習や特別研究を通じて、専門分野における科学研究の動向を把握し問題発見・解決に取り組む力、科学的根拠と論理的思考に基づいた研究論文の作成能力が必要である。また、世界に向けて英語で情報発信できる力、英語でのコミュニケーション能力を醸成する必要がある。専門科目としては、薬科学に関わる科目を重点的に履修するために、専門科目(コア)より多くの科目を履修することが望ましい。また、英語での情報発信力やコミュニケーション能力の醸成のために、「専門英語」を履修することが望ましい。

なおこのモデルは本専攻の博士課程後期課程の設置を前提としたモデルである。

<化学・物理系>

薬品分子創製化学分野	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「薬品分子創製化学特論」「生体分子解析学特論」 「生命有機化学特論」「公衆衛生・国際保健特論」 「研究開発・知的財産特論」「専門英語」				12
専門(選択)	「薬用資源学特論」				2

生体分子解析学分野	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「生体分子解析学特論」「生体機能薬学特論」 「分析神経科学特論」「生命有機化学特論」 「公衆衛生・国際保健特論」「研究開発・知的財産特論」 「専門英語」				14
専門(選択)					0

<生物系>

薬物動態解析学分野	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「薬物動態解析学特論」「生体分子解析学特論」 「薬物作用解析学特論」「公衆衛生・国際保健特論」 「研究開発・知的財産特論」「専門英語」				12
専門(選択)	「創剤学特論」				2

生体機能薬学分野	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「生体機能薬学特論」「生体分子解析学特論」 「分析神経科学特論」「公衆衛生・国際保健特論」 「研究開発・知的財産特論」「専門英語」				12
専門(選択)	「幹細胞生物学特論」				2

薬物作用解析学分野	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「薬物作用解析学特論」「薬品分子創製化学特論」 「薬物動態解析学特論」「公衆衛生・国際保健特論」 「研究開発・知的財産特論」「専門英語」				12
専門(選択)	「臨床副作用学特論」				2

2年次転入学生の履修モデルは以下の履修モデル4～6となる。育成する人材像は、1年次・2年次とも変わらないが、科目履修のスケジュールは異なる。なお、2年次転入学生が他大学院1年次で修得した単位のうち、本研究科委員会が認めたものについては、本研究科の単位として認定する場合がある。

履修モデル4(関連領域の研究背景を有する大学院生が2年次に転入学し、製薬会社や化学メーカーの研究・開発部門での活躍を目指すモデル)

医薬品の創製には、生体を構成する分子から細胞、個体レベルにおける薬物作用の理解、さらには合成医薬品や生薬・天然物医薬品、抗体医薬品などの幅広い知識が必要となる。化学・物理系分野(薬品分子創製化学分野、生体分子解析学分野)では、医薬品の合成や生体分子の構造、機能、安定性について深い知識を修得し、生物系分野(薬物動態解析学分野、生体

機能薬学分野、薬物作用解析学分野)では、生体機能、疾患に関わる病理や薬物作用、薬物動態について深い知識を修得する。また、演習や特別研究を通じ問題発見・解決能力、論理的思考能力を醸成することが望まれる。専門科目としては、専門科目(コア)より、履修する分野で必ず履修しなければならない講義科目に加え、関連する科目、「公衆衛生・国際保健特論」「研究開発・知的財産特論」を含めた8単位以上を履修することが推奨される。さらに、専門科目(選択)より臨床に関わる科目を履修することにより、創薬や臨床開発に関わる広い知識を修得することが望まれる。

必要な講義科目を1年間で履修できるよう、開設初年度から全講義科目を開講した上で、時間割を編成する。

<化学・物理系>

薬品分子創製化学分野	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「薬品分子創製化学特論」「生体分子解析学特論」 「生命有機化学特論」「公衆衛生・国際保健特論」 「研究開発・知的財産特論」		10
専門(選択)	「薬用資源学特論」「創剤学特論」		4

生体分子解析学分野	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「生体分子解析学特論」「生体機能薬学特論」 「分析神経科学特論」「生命有機化学特論」 「公衆衛生・国際保健特論」「研究開発・知的財産特論」		12
専門(選択)	「生理・構造生物学特論」		2

<生物系>

薬物動態解析学分野	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「薬物動態解析学特論」「薬物作用解析学特論」 「公衆衛生・国際保健特論」「研究開発・知的財産特論」		8
専門(選択)	「創剤学特論」「分子病態学特論」「分子生物薬剤学特論」		6

生体機能薬学分野	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「生体機能薬学特論」「生体分子解析学特論」 「分析神経科学特論」「公衆衛生・国際保健特論」 「研究開発・知的財産特論」		10
専門(選択)	「病原微生物学・感染症学特論」「幹細胞生物学特論」		4

薬物作用解析学分野	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「薬物作用解析学特論」「薬物動態解析学特論」 「公衆衛生・国際保健特論」「研究開発・知的財産特論」		8
専門(選択)	「臨床治療学特論」「臨床副作用学特論」「分子病態学特論」		6

履修モデル 5(関連領域の研究背景を有する大学院生が2年次に転入学し、国家や自治団体の衛生行政部門や企業等の医療情報部門で活躍を目指すモデル)

国家や自治団体における衛生行政(保健行政と医療行政)部門や、企業等にて医薬品の情報管理や医療情報担当者として活躍するためには、薬科学や生命科学に関する専門知識とともに、公衆衛生や臨床開発に関わる医薬品評価や医療情報についての専門知識も必要となる。各分野における専門知識の修得に加え、薬物動態や薬物作用、医薬品の安全性評価、公衆衛生に関わる知識を修得する。演習や特別研究を通じ問題発見・解決能力、論理的思考能力を醸成することが望まれる。専門科目としては、専門科目(コア)より、履修する分野で必ず履修しなければならない講義科目に加え、「薬物動態解析学特論」「薬物作用解析学特論」「公衆衛生・国際保健特論」を履修し、専門科目(選択)より「医療情報分析学特論」「医薬品安全評価学特論」「生活習慣病特論」を履修することが望まれる。

必要な講義科目を1年間で履修できるよう、開設初年度から全講義科目を開講した上で、時間割を編成する。

<化学・物理系>

薬品分子創製化学分野	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「薬品分子創製化学特論」「薬物動態解析学特論」 「薬物作用解析学特論」「公衆衛生・国際保健特論」		8
専門(選択)	「医療情報分析学特論」「医薬品安全評価学特論」 「生活習慣病特論」		6

生体分子解析学分野	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「生体分子解析学特論」「薬物動態解析学特論」 「薬物作用解析学特論」「公衆衛生・国際保健特論」		8
専門(選択)	「医療情報分析学特論」「医薬品安全評価学特論」 「生活習慣病特論」		6

<生物系>

薬物動態解析学分野	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「薬物動態解析学特論」「薬物作用解析学特論」 「公衆衛生・国際保健特論」「研究開発・知的財産特論」		8
専門(選択)	「医療情報分析学特論」「医薬品安全評価学特論」 「生活習慣病特論」		6

生体機能薬学分野	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「生体機能薬学特論」「薬物動態解析学特論」 「薬物作用解析学特論」「公衆衛生・国際保健特論」		8
専門(選択)	「医療情報分析学特論」「医薬品安全評価学特論」 「生活習慣病特論」		6

薬物作用解析学分野	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「薬物作用解析学特論」「薬物動態解析学特論」 「公衆衛生・国際保健特論」「研究開発・知的財産特論」		8
専門(選択)	「医療情報分析学特論」「医薬品安全評価学特論」 「生活習慣病特論」		6

履修モデル 6(関連領域の研究背景を有する大学院生が 2 年次に転入学し、修士課程を修めて、さらに3年間の博士課程後期課程にて研究を発展させ、薬学部教員やアカデミアでの研究職を目指すモデル)

将来に薬学部教員やアカデミアでの研究職を目指す学生は、医薬品創製に関わる広く深い知識とともに、演習や特別研究を通じて、専門分野における科学研究の動向を把握し問題発見・解決に取り組む力、科学的根拠と論理的思考に基づいた研究論文の作成能力が必要である。また、世界に向けて英語で情報発信できる力、英語でのコミュニケーション能力を醸成する必要がある。専門科目としては、薬科学に関わる科目を重点的に履修するために、専門科目(コア)より多くの科目を履修することが望ましい。また、英語での情報発信力やコミュニケーション能力の醸成のために、「専門英語」を履修することが望ましい。

必要な講義科目を 1 年間で履修できるよう、開設初年度から全講義科目を開講した上で、時間割を編成する。

なお、このモデルは本専攻の博士課程後期課程の設置を前提としたモデルである。

<化学・物理系>

薬品分子創製化学分野	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「薬品分子創製化学特論」「生体分子解析学特論」 「生命有機化学特論」「公衆衛生・国際保健特論」 「研究開発・知的財産特論」「専門英語」		12
専門(選択)	「薬用資源学特論」		2

生体分子解析学分野	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「生体分子解析学特論」「生体機能薬学特論」 「分析神経科学特論」「生命有機化学特論」 「公衆衛生・国際保健特論」「研究開発・知的財産特論」 「専門英語」		14
専門(選択)			0

<生物系>

薬物動態解析学分野	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「薬物動態解析学特論」「生体分子解析学特論」 「薬物作用解析学特論」「公衆衛生・国際保健特論」 「研究開発・知的財産特論」「専門英語」		12
専門(選択)	「創剤学特論」		2

生体機能薬学分野	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「生体機能薬学特論」「生体分子解析学特論」 「分析神経科学特論」「公衆衛生・国際保健特論」 「研究開発・知的財産特論」「専門英語」		12
専門(選択)	「幹細胞生物学特論」		2

薬物作用解析学分野	2年次前期	2年次後期	単位
専門(コア)	「薬物作用解析学特論」「薬品分子創製化学特論」 「薬物動態解析学特論」「公衆衛生・国際保健特論」 「研究開発・知的財産特論」「専門英語」		12
専門(選択)	「臨床副作用学特論」		2

(4) 研究指導の方法・修士論文の作成スケジュール

研究遂行に必要な論理的思考、論文読解、論文作成技術を「演習」により、また、高いレベルの実験技術を「特別実験」により教育し、実際の研究を行う。これら「演習」と「特別実験」の両者の有機的融合を強く意識させながら研究指導計画書に基づき指導し、また1年次・2年次の修士論文中間発表会や学期ごとの最終報告会等で経過を発表させることにより、将来、社会と調和し、かつ独立して研究を行える研究者を養成する。

それぞれの研究指導の方法は次のとおりである。

<演習>

社会の変革が急激に進む時代では、これまで経験したことのない様々な問題が生じる。このような問題に関しては、過去の経験則は適用が困難であり、新たな方法を考え、それを解決する必要がある。すなわち研究者、技術者として社会の中で貢献するためには、データ収集、客観的データ解釈と組織への提示、全体的な観点からの解決策のプロポーザル、および組織全体を納得させる能力が必要となり、組織において周囲と協調してこれを実践できる能力が不可欠となる。

そこで当該演習により、PBL (Problem-based Learning) を用いて、小集団の中で教育し、社会の一員として研究者、技術者が必要な方法論、コミュニケーション能力を身につける。

具体的には最先端の研究論文を題材として、①問題発見、②質問の明確化、③質問の精査、④仮説の組み立て、⑤実験、⑥結果の収集と解析、⑦結論の構築、そして⑧最終結論の共有を訓練する。この演習を教員、大学院生、学部生という能力、経験のレベルが異なる多様性集団の中で発表、討論を行い、各プロセスを理解させる。

さらに、この方法論を自身の研究に適用し、上記集団において口頭発表、討論することにより、自分の問題として実際に体験させる。特にこの過程では、様々なレベルの人間との討論により、多様な視点、自分とは異なる視点からの解釈による批判と対峙させ、それを理解する能力、また反論により自分の視点を相手に理解させる能力を鍛えることにより、科学的コミュニケーション能力を修得させる。同時に、他の大学院生や学部生の当該演習における発表を聞き、評価者として、逆の視点を体験させることにより、俯瞰的な理解を修得し、より高い次元から自身の方法論に反映させることを学ぶ。

<特別実験>

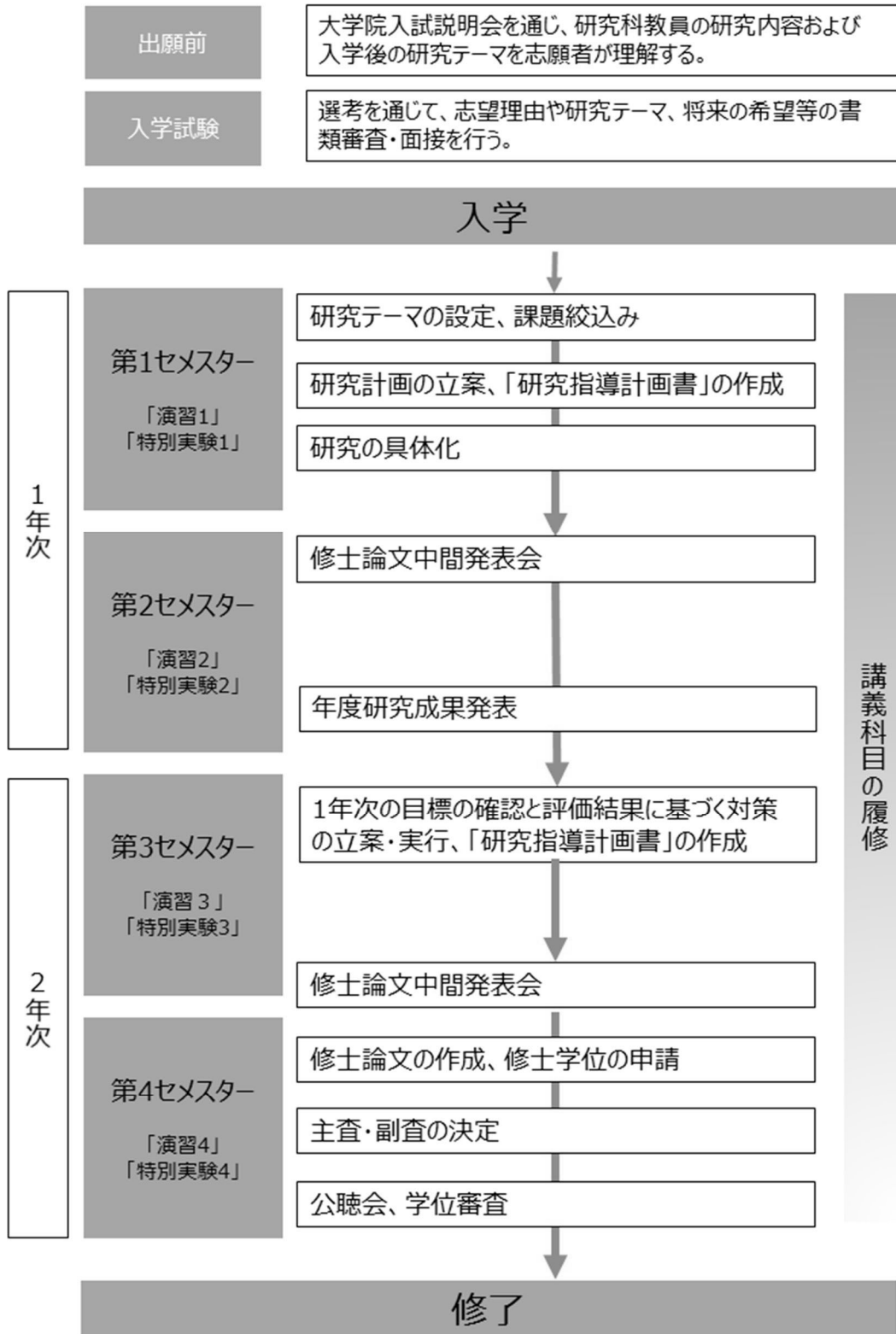
「演習」により方法論、ストラテジーを学んでもそれが実際に自分で実行できなければその遂行

は不可能であり意味をなさない。そこで「特別実験」では実際に実験を行うにあたって必要な、実験技術を自分の身体、手を動かして修得する実技訓練を中心とする。特にただ実験方法を知っている、実施できるというレベルではなく、熟練を意識させ高い技術レベルで実行可能な技術力を身につけさせる。そのためこの過程において指導教員が実際の実験技術、その適用を含めた実験計画の立て方を直接1対1で教育する。一方で関連分野の研究教員のアドバイスにより、客観的な指導体制を構築し、特定の観点、技術に極度に偏ることのないバランス感覚を意識できる研究者の育成を行う。この過程において、演習により訓練する研究の方法論、論理的思考方法を反映させて、特別研究の高度な専門技術、知識を修得させる。さらに、得られた実際の結果を用いて論文執筆方法を指導し、最終的に修士論文として自身の研究を完結させることを教育する。

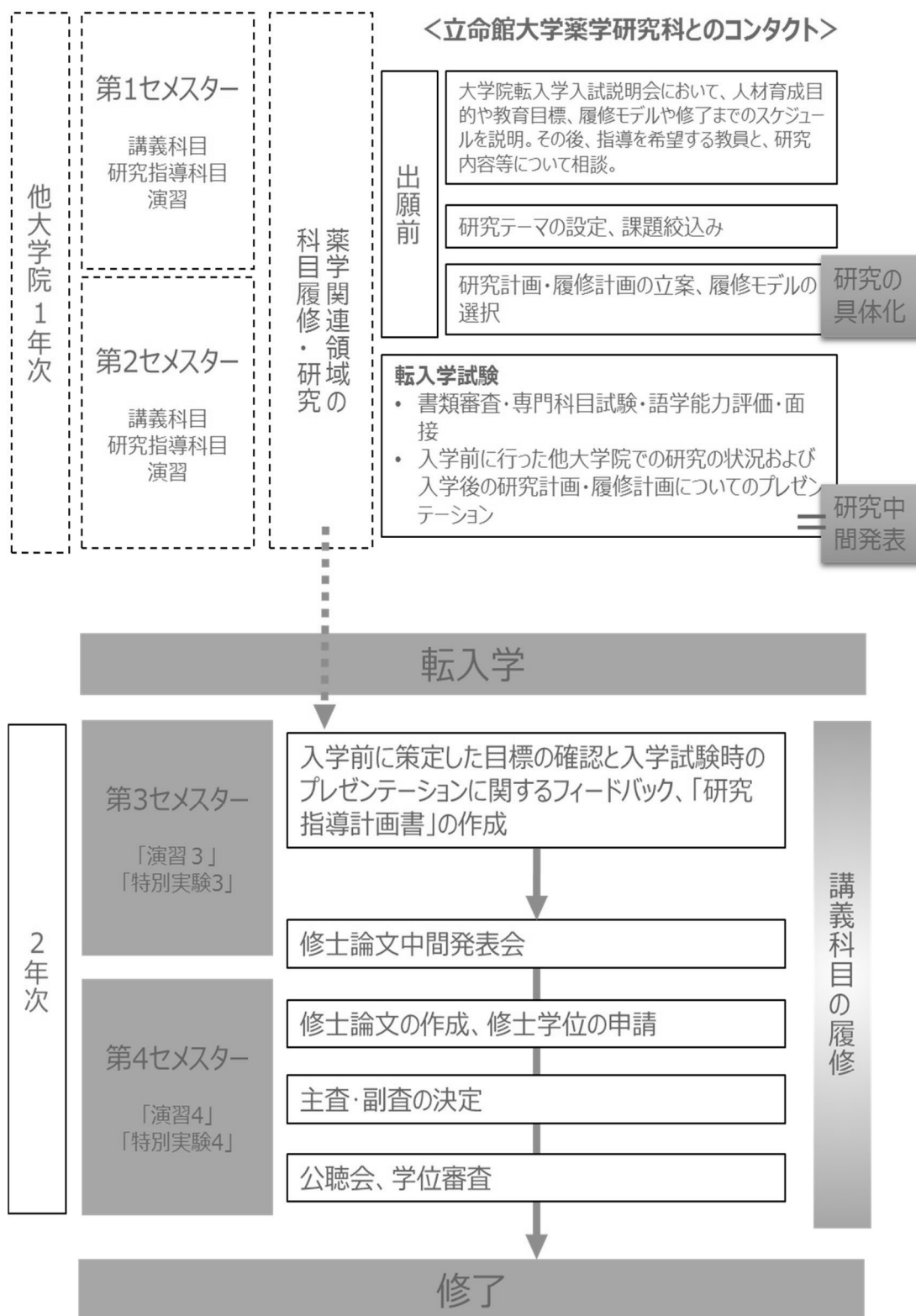
<修了までのスケジュール>

修士・修士論文提出までのスケジュールは次のとおりである。

①1年次入学者のスケジュール



②2年次転入学者のスケジュール



(5) 評価方法

成績評価においては、人材育成目的に沿った達成基準を満たすことを合格の条件とし、科目区分ごとに評価項目を以下のように定める。

<講義科目(専門科目(コア・選択)・自由科目)>

評価は、授業への貢献度などに基づく平常点評価とレポートにより行う。

英語系講義科目の評価については、上記の授業への貢献度やレポートに加え、プレゼンテーションにより行う(平常点評価)。なお、英語教育における実践的応用として、国内外での英語での学術発表や国外の教育・研究機関での研究留学を奨励し、成果については「特別実験」において評価に含めることとする。

<演習(薬科学研究科目(演習))>

授業への貢献度やレポート、プレゼンテーションなどにより行う(平常点評価)。

<特別実験(薬科学研究科目(特別実験))>

授業への貢献度やレポート、プレゼンテーションなどにより行う(平常点評価)。

(6)修了要件

学位授与方針(ディプロマポリシー)および学位論文審査基準は、以下のとおりである。

<学位授与方針(ディプロマポリシー)(再掲)>

本研究科薬科学専攻修士課程においては、下記の教育目標を置き、本研究科が定めた修了要件、すなわち標準修業年限以上在学し、所定科目 30 単位以上の修得と本研究科が定める学位(修士)論文評価基準にもとづく修士論文審査の合格に達することにより教育目標が達成されたとみなし、これをもって修士(薬科学)の学位を授与することとする。

<教育目標>

- ① 薬学および生命科学領域の知識を基礎として、医薬品等の創製を中心とした薬科学の専門知識を有する。
- ② 高い倫理観を持って医薬品等の研究開発や教育研究、衛生行政に貢献できるような、問題発見・解決能力、論理的思考能力を有する。
- ③ 論理的な学術論文の作成やプレゼンテーションができる。
- ④ 国際社会で活躍するために、薬科学分野の専門知識を用いた英語での基本的なコミュニケーションができる。

なお、修士課程に入学した大学院生は、専門科目(コア)より、8 単位以上(うち、履修する専門分野の特論 2 単位および履修する分野以外の特論 2 単位以上)、専門科目(コア)および専門科

目(選択)からあわせて 14 単位以上、「演習(8 単位)」および「特別実験(8 単位)」を必ず履修する。したがって、履修すべき 30 単位以上は、以下の組み合わせにより履修しなければならない。

専門科目	コア	4 単位以上 (履修する分野の特論から 2 単位、それ以外の分野の特論から 2 単位以上)	14 単位以上
	選択	8 単位以上	
薬科学研究科目	演習		8 単位
	特別実験		8 単位
合計			30 単位以上

※自由科目は修了に必要な単位に含めない。

<学位(修士)論文評価基準>

- ① 薬科学専攻修士課程として研究課題が学術的に妥当であるか。
- ② 先行研究について適切に検討されているか。
- ③ 研究方法について正しく記述されているか。
- ④ 実験結果や事実調査、文献資料について正しく記述され、研究内容について十分に考察されているか。
- ⑤ 法令を遵守した研究であり、研究倫理を踏まえているか。

(7)学位審査

修士の学位審査は、立命館大学学位規程(補正資料 1 立命館大学学位規程)に基づき、研究科委員会の下、審査委員会を設けて行う。

論文ごとの審査委員会は、専攻分野および関連分野の教員 2 人以上(うち 1 人は主査)によって組織される。主査は原則として、学位申請者の指導教員とし、副査とともに、研究科委員会において承認を得るものとする。

修士論文の審査では、修士論文提出者に対して公聴会を開催し、審査委員会による口頭試問を行う。なお、学識に関しては、修了要件として定められた所定の単位を取得したかどうかで判断する。

口頭試問では、論文査読結果をもとに、学位(修士)論文評価基準に基づく試問を行い、研究内容の確認や修士論文の水準について審査する。

<学位(修士)論文評価基準(再掲)>

- ① 薬科学専攻修士課程として研究課題が学術的に妥当であるか。
- ② 先行研究について適切に検討されているか。

- ③ 研究方法について正しく記述されているか。
- ④ 実験結果や事実調査、文献資料について正しく記述され、研究内容について十分に考察されているか。
- ⑤ 法令を遵守した研究であり、研究倫理を踏まえているか。

口頭試問の後、審査委員会は審査結果を修士学位論文審査報告書にまとめ、薬学研究科委員会に報告する。

研究科委員会は上記の報告にもとづき、修士学位の授与のための審査を行う。修士学位の授与の議決は、構成員の3分の2以上が出席する研究科委員会において、その3分の2以上の賛成を得なければならない。

研究科委員会で修士学位の授与を議決した後、研究科長が学長および大学院学位委員会に報告し、学位の授与を学長が決定する。

(8)研究の倫理審査体制

本学の研究倫理に関わる審査体制としては、立命館大学研究倫理委員会を設置している(資料 8 立命館大学研究倫理委員会規程)。本委員会では研究倫理指針の適切な運用を促進するとともに、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討を行っている。また、立命館大学研究倫理委員会のもとに、立命館大学における人を対象とする研究倫理審査委員会を設置している(資料 9 立命館大学における人を対象とする研究倫理審査委員会規程)。本委員会は、学内外の有識者を交えた委員会組織であり、本学の教員が人を対象とする研究を遂行するうえで求められる研究者の行動および態度について、当該研究計画が各指針の趣旨に沿ったものであるかどうかについて審議、調査、検討を行っている。

動物実験等の実施にあたっては、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(文部科学省 平成 18 年)を受けて、立命館大学研究倫理委員会のもとに、立命館大学動物実験委員会を設置し(資料 10 立命館大学動物実験規程)、動物実験計画に関する指針への適合性、実施状況・結果、施設および飼養保管状況、教育訓練開催等について審議・調査を行っている。本学薬学部ならびに薬学研究科の教員および関係者もヒトおよび動物を対象とする研究に関与するうえで、これらの倫理指針、規程等を遵守することは言うまでもない。

7. 施設・設備等の整備計画

(1) 設置キャンパス

本学の校地は、衣笠キャンパス(京都府京都市北区)、びわこ・くさつキャンパス(滋賀県草津市)、大阪いばらきキャンパス(大阪府茨木市)、朱雀キャンパス(京都府京都市中京区)などで構

成している。既設の薬学部は2008(平成20)年4月にびわこ・くさつキャンパスに開設した。今回設置認可申請する薬学研究科薬科学専攻修士課程も薬学部が立地するびわこ・くさつキャンパスに設置する。

(2)校舎等施設

薬学部の学部基本施設として、2008(平成20)年度に新棟(サイエンスコア)を建設した。そこには卒業研究室、教員個人研究室、共通施設(低温室、暗室、共通機器室等)、動物飼養施設、学生実習室、模擬臨床実習施設(模擬薬局、模擬病室)、演習室、会議室を整備するとともに、隣接して薬草園を整備している。また、一部施設(バイオリンク、コーニングハウス2)にも薬学部の教員個人研究室、卒業研究室、学生実習室を置いている。

薬学研究科薬科学専攻修士課程では、薬学部が使用している卒業研究室(12室・各約120㎡)を大学院生が利用することとし、上記の共通施設(低温室、暗室、共通機器室)、動物飼養施設、模擬臨床実習施設(模擬薬局、模擬病室)、演習室を共用し、時間割上(下表)も十分な教育・研究環境を整備している。

大学院薬学研究科薬科学専攻時間割(案)

<春学期>

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1 (9:00~10:30)	薬品分子創製化学特論 (コーニングハウスIIC506)	生体機能薬学特論 (サイエンスコア演習室202)			
2 (10:40~12:10)	生体分子解析学特論 (コーニングハウスIIC506)	薬物作用解析学特論 (サイエンスコア演習室202)	分析神経化学特論 (コーニングハウスIIC506)		
3 (13:00~14:30)	薬物動態解析学特論 (コーニングハウスIIC506)	技術者実践英語特論 (フォレストハウスF108)	特別実験1(各研究室)	特別実験3(各研究室)	技術者実践英語特論 (フォレストハウスF110)
4 (14:40~16:10)	演習3(各研究室)	演習1(各研究室)	特別実験1(各研究室)	特別実験3(各研究室)	
5 (16:20~17:50)	演習3(各研究室)	演習1(各研究室)	特別実験1(各研究室)	特別実験3(各研究室)	
6 (18:00~19:30)	技術者実践英語特論	病原微生物学・感染症学特論 (コーニングハウスIIC506)	臨床治療学特論 (コーニングハウスIIC506)		
7 (19:40~21:10)	医薬品安全評価学特論 (コーニングハウスIIC506)		生活習慣病特論 (サイエンスコア演習室203)	分子生物薬剤学特論 (サイエンスコア演習室203)	分子病態学特論 (サイエンスコア演習室203)

夏期集中科目: 公衆衛生・国際保健特論(コーニングハウスIIC506)、研究開発・知的財産特論(コーニングハウスIIC506)

<秋学期>

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1 (9:00~10:30)	専門英語 (コーニングハウスIIC506)	幹細胞生物学特論 (サイエンスコア演習室202)			
2 (10:40~12:10)			生理・構造生物学特論 (コーニングハウスIIC506)		
3 (13:00~14:30)		生命有機化学特論 (サイエンスコア演習室202)	特別実験2(各研究室)	特別実験4(各研究室)	
4 (14:40~16:10)	演習4(各研究室)	演習2(各研究室)	特別実験2(各研究室)	特別実験4(各研究室)	
5 (16:20~17:50)	演習4(各研究室)	演習2(各研究室)	特別実験2(各研究室)	特別実験4(各研究室)	
6 (18:00~19:30)	医療情報分析学特論 (コーニングハウスIIC506)				
7 (19:40~21:10)	薬用資源学特論 (コーニングハウスIIC506)		創剤学特論 (サイエンスコア演習室301)	臨床副作用学特論 (サイエンスコア演習室301)	幹細胞生物学特論 (サイエンスコア演習室301)

※ 以上の内容はシミュレーションのため、実際の時間割は変更する可能性がある。

機器・備品については、化学系実習、生物系実習、医療・臨床系実習等に必要な機器・備品を整備している。大型設備・機器としては、NMR(Nuclear Magnetic Resonance)、LC-MS(Liquid Chromatograph Mass Spectrometry)/MS(Mass Spectrometry)、DNA シークエンサー、イメージア

ナライザーなどを整備している。

なお「基本計画書」の「経費の見積り及び維持方法の概要」において開設前年度の「設備購入費」を計上していないが、これは既設の学部・研究科等の設備等があつて、新専攻修士課程はそれらの設備等を継承するためであり、教育研究を展開するうえで問題は生じない。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備状況

① 図書および雑誌

本学には、図書館施設として、衣笠キャンパスに平井嘉一郎記念図書館、修学館リサーチライブラリー、人文系文献資料室、朱雀キャンパスに朱雀リサーチライブラリー、びわこ・くさつキャンパスにメディアセンター(自然科学系図書館)、メディアライブラリー(社会科学系図書館)、大阪いばらきキャンパスにOICライブラリーをそれぞれ設置している。これらの施設を含めた大学全体の蔵書は、2019(平成31)年4月1日現在で約2,947,000冊(製本雑誌含む)に達し、これに加えて約77,400種の学術雑誌、そのうち約68,000種の電子ジャーナルを収集・整備している。これらはほぼすべて、学生の利用が可能である。また、図書館間の資料を取り寄せて利用する仕組みも存在しており、全ての資料を学習や研究に利用できる環境を整備している。

2008(平成20)年の薬学部開設以降、医療・医学系、生命科学・化学系の図書・雑誌はある程度整備されており、薬学研究科が主に使用する図書館(メディアセンター)では、2019(平成31)年4月1日時点で図書63,352冊、うち外国書12,207冊、学術雑誌9,001種、うち外国書7,806種を所蔵している。学術雑誌には電子ジャーナル8,773種(うち7,686種が外国書)を含む。

メディアセンターにおける逐次刊行物のタイトル選定・見直しや図書購入にあたっては、薬学部および薬学研究科所属教員の意見も反映されており、必要な蔵書数、電子ジャーナルのタイトル数は十分確保されている。

② オンラインデータベース、電子ジャーナル、電子書籍等

電子ジャーナルについては、キャンパス・ネットワークを介して大学全体で共有しており、人文科学、自然科学、社会科学の分野を問わず幅広い分野を対象に選定・収集している。特に、Elsevier Science B. V.、Wiley-Blackwell、Oxford University Press、Springer、Cambridge University Pressの大手5社が刊行する電子ジャーナルについてはパッケージ契約をしており、最新の情報と共にバックナンバーの購読が継続的に行える環境がある。データベースについてはWeb of ScienceやMagazine Plusなどの二次情報、EBSCO Host、ProQuest Centralなどのアグリゲータ系電子ジャーナル、日経テレコン21、聞蔵などの新聞データベースを中心に、基本的なデータベース・ツールの提供を行い、全学で共有できる電子書籍も積極的に収集している。

③ 閲覧席、ラーニングcommons

本学の学術資料は、立命館大学学術情報システム(RUNNERS)を利用して、図書資料の所蔵情報、貸出返却・予約などが可能であり、一部図書資料については、抄録のオンラインでの閲覧も可能となっている。

メディアセンター(自然科学系図書館)、メディアライブラリー(社会科学系図書館)は、他キャンパスの図書館等と同様に、年間開館日数 340 日前後、土・日曜日開館、開館時間は開講期平日 8:30～22:00(土・日は 10:00～17:00)で運用している。

メディアセンター(自然科学系図書館)、は収納冊数約 360,000 冊、総座席数 878 席を有し、メディアライブラリー(社会科学系図書館)は収納冊数約 360,000 冊、総座席数 1,059 席を有している。また、他キャンパスの図書館同様、グループ学習のできるラーニングcommons「ぴあら」を設置し、学習環境を整えている。

④ 外部の図書館等との相互協力

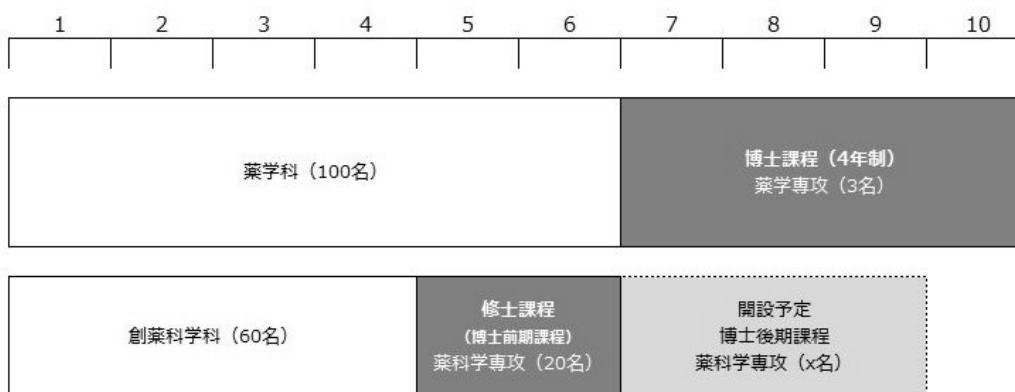
他機関との協力に関わっては、Online Computer Library Center, Inc. (OCLC)や国立情報学研究所のNACSIS-CAT/ILLの図書館間ネットワーク等に参加するとともに、私立大学図書館協会、大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)等の加盟館として、国内外を問わず他大学、他機関と図書館間相互協力(文献複写や相互現物貸借)を推進している。

⑤ 検索手法の指導等

学部教員と図書館職員との協働で、大学図書館の基本的な使い方を初め、RUNNERS や電子ジャーナル、オンラインデータベースの検索・活用方法等について、各学部の教育に必要な内容を中心とした図書館リテラシー教育を各学部の担当教員と協働で展開している。そこでは、少人数クラスによる双方向授業の取り組みや、Web 視聴による講義等を実施し、RUNNERS の図書検索など内容の充実をはかっている。また、自学自習のために、Web ガイドや RAIL (Ritsumeikan Academic Information Literacy)などの、情報の収集、選択、活用の能力を高めるためのオンラインツールを提供している。

8. 基礎となる学部との関係

「薬を中心に据えた」人の健康にかかわる自然科学と創薬科学の知識・技術を習得し、医薬品の創製、開発、生産さらには食品や化粧品、環境あるいは衛生分野など薬学関連領域での研究、行政ならびにこれらの分野における教育に携わる人材を養成することを目的として開設した薬学部創薬科学科(4年制)を基礎として、薬科学専攻修士課程を設置する。薬学部創薬科学科および薬学科の教員でもある専任教員が、前記 5 分野に分かれて研究指導体制を組む。このような形で、学部教育・研究が集約されて、シームレスに薬学研究科薬科学専攻修士課程の教育・研究に継承される。このように学部と研究科は、研究教育上の密接不可分な関係を有している。



9. 入学者選抜の概要

(1) 入学者受入れ方針(アドミッションポリシー)

人材育成目的を達成するために、専攻内に薬品分子創製化学、生体分子解析学、薬物動態解析学、生体機能薬学、薬物作用解析学の 5 つの分野を設定し、専門分野に応じた基盤的な知識及び先端的な研究技術が取得できる教育を行う。

そのため、次のような入学者受入れ方針と求める人材像からなる入学者受入れ方針を設定する。

<入学者受入れ方針(アドミッションポリシー)>

薬科学専攻修士課程では、本専攻の人材育成目的と教育目標に共感し、本専攻で学ぼうとする強い意志を持った学生を求める。このため、入学時点において以下の学力、関心等を有することを求める。

- ① 自然科学および関連領域における基礎的な知識を有し、科学的な思考力を持つ者。
- ② 課題探究心、社会性およびコミュニケーション能力を有する者。
- ③ 医薬品創製および関連分野において基礎研究、臨床開発および衛生行政に携わり、国際的に活躍することを強く志望する者。

このような力を学力試験、志望理由書、研究計画書、面接など様々な方法によって評価する。一般入試、特別入試ともに①～③について評価項目・評価基準を作成して総合評価を行う。

上記の入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)にしたがって入学者選抜を実施する。入試区分ごとの募集人数は、一般入試 20%程度、特別入試(学内進学入試、転入学入試)80%程度として設定する。入試の執行にあたっては、本学の大学院入試に関する担当部署である教学部大学院課の協力を得て、公正な入試を執行する。

(2) 入学試験選抜方式

本研究科薬科学専攻修士課程の入学者は、一般入学試験、特別入学試験(学内進学入学試験、転入学試験)を実施して選抜する。

①一般入学試験

【出願資格の概要】

以下のいずれかの要件を満たす者に出願資格を認める。

- (1) 大学を卒業した者または本研究科入学までに卒業する見込みの者。
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者または本研究科入学までに授与される見込みの者。
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者または本研究科入学までに修了する見込みの者。
- (4) 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程または獣医学を履修する博士課程への入学については、5年)以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者または本研究科入学までに授与される見込みの者(平成 28 年文部科学省令第 19 号)。
- (5) 外国の学校が行う通信教育をわが国において履修することにより当該国の学校教育における 16 年の課程を修了した者または本研究科入学までに修了する見込みの者。
- (6) わが国において、文部科学大臣が外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者または本研究科入学までに修了する見込みの者。
- (7) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者または本研究科入学までに修了する見込みの者。
- (8) 旧制大学等を修了した者(昭和 28 年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和 30 年文部省告示第 39 号第1号)。
- (9) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者または本研究科入学までに修了する見込みの者(昭和 28 年文部省告示第5号第5号～第9号、昭和 30 年文部省告示第 39 号第2号)。
- (10) 教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校もしくは幼稚園の教諭もしくは養護教諭の専修免許状または一種免許状を有する者もしくは本研究科入学までに取得する見込みの者で 22 歳以上の者もしくは本研究科入学までに 22 歳に達する者、その他教育職員免許状を有する文部科学大臣の指定した者(本研究科入学までに指定の要件を満たす見込みの者を含む)(昭和 28 年文部省告示第5号第 10 号～第 12 号)。
- (11) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳以上の者または本研究科入学までに 22 歳に達する者。

【選抜方法】

一般入学試験については、入学者受入れ方針(アドミッションポリシー)にある、「①自然科学および関連領域における基礎的な知識を有し、科学的な思考力を持つ者。」、「②課題探究心、社会性およびコミュニケーション能力を有する者。」および「③医薬品創製および関連分野において基礎研究、臨床開発および衛生行政に携わり、国際的に活躍することを強く志望する者。」の観点を中心に選抜を行う。

上記①②の観点进行评估するため、書類審査、専門科目試験および面接を行う。また、③の評価には当研究科委員会が指定する語学能力試験のスコアの提出を求め、面接で補完する。

②特別入学試験

(ア) 学内進学入学試験

【出願資格の概要】

以下の(1)～(3)の全ての要件を満たす者に出願資格を認める。

- (1) 本研究科が定める成績基準を満たす者。
- (2) 本学各学部を卒業見込みである者。
- (3) 本研究科修士課程を専願する者(合格した場合は入学を確約できる者)。

【選抜方法】

学内進学入学試験については、入学者受入れ方針(アドミッションポリシー)にある、「①自然科学および関連領域における基礎的な知識を有し、科学的な思考力を持つ者。」、「②課題探究心、社会性およびコミュニケーション能力を有する者。」および「③医薬品創製および関連分野において基礎研究、臨床開発および衛生行政に携わり、国際的に活躍することを強く志望する者。」の観点を総合的に評価し、選抜を行う。

上記①②の観点进行评估するため、書類審査および面接を行う。③の評価には当研究科委員会が指定する語学能力試験のスコアの提出を求め、面接で補完する。

(イ) 転入学試験

【出願資格の概要】

以下のいずれかの要件を満たす者に出願資格を認める。

- (1) 出願時に学校教育法第 83 条の大学(わが国の大学における学部の正規の課程)の大学院博士課程前期課程(修士課程)の1年次に在籍している者。
- (2) 出願時に外国の学校の大学院博士課程前期課程(修士課程)の1年次に在籍している者。

【選抜方法】

転入学試験については、入学者受入れ方針(アドミッションポリシー)にある、「①自然科学および関連領域における基礎的な知識を有し、科学的な思考力を持つ者。」、「②課題探究心、社会性およびコミュニケーション能力を有する者。」および「③医薬品創製および関連分野において基礎研究、臨床開発および衛生行政に携わり、国際的に活躍することを強く志望する者。」の観点を中心に選抜を行う。

上記①②の観点を評価するため、書類審査、専門科目試験および面接を行う。また、③の評価には当研究科委員会が指定する語学能力試験のスコアの提出を求め、面接で補完する。

これに加え、所属大学院での研究の状況および入学後の研究計画・履修計画についてのプレゼンテーションを行い、選抜を行う。

入学試験の選抜体制については、入学試験を実施する際、研究科委員会において、年度ごとに入学試験委員会委員を選出する。入学試験委員会の委員長は副研究科長(入試担当)とする。入学試験委員会は入学試験の実施計画を立てる。研究科委員会は、問題作成・印刷、書類審査、面接試験等の委員を選出する。合否判定は、入学試験委員会の作成した原案に基づき、研究科委員会において決定する。

10. 管理運営

薬学研究科薬科学専攻の管理運営に関しては、「立命館大学大学院学則」第7条に基づき、「立命館大学薬学研究科委員会」(以下、「研究科委員会」)が設置され、(1) 大学院の研究科、専攻課程の新設、増設、廃止、変更に関する事項、(2) 大学院学則および大学院諸規程の制定、改廃に関する事項、(3) 教員の人事に関する事項、(4) 学科課程、授業および学力考査に関する事項、(5) 学位論文審査に関する事項、(6) 授業科目担当者に関する事項、(7) 学生の入学、修了および学位の授与に関する事項、(8) 学生の補導に関する事項、(9) 学生の定数に関する事項、(10) 学校法人および大学の諸規程において、研究科委員会の議を経ることを要すると定められた事項を審議し、学長に対して意見を述べることを規定している。このほか、研究科委員会は学長および研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長および研究科長の求めに応じ、意見を述べるができる。

研究科委員会は、立命館大学大学院薬学研究科委員会規程第4条第1項に基づき、薬学研究科の専任教員をもって構成する。開催頻度は原則として月2回程度とする。

研究科委員会の下には、以下の委員会を置く。関連する条項は以下のとおりである。

(学位審議委員会)

第8条 学校教育法施行規則第143条にもとづく研究科委員会の専門委員会として、学位審議委員会を置く。

- 2 学位審議委員会は、博士学位の審査を行い、その議決をもって研究科委員会の議決とすることができる。
- 3 学位審議委員会の構成は、研究科委員会で定める。

(委員会)

第9条 研究科委員会は、特定の課題について諮問する委員会を置くことができる。

- (1) 委員会は、研究科委員会を構成する者のなかから研究科長が指名して、これを組織する。
- (2) 委員会は、委員の互選により、委員長を選出する。
- (3) 委員会は、委員長がこれを招集し、議長となる。
- (4) 委員会は、諮問された事項について、研究科委員会に報告する。

(自己評価推進委員会)

第10条 立命館大学自己評価委員会規程第8条にもとづき、研究科委員会のもとに自己評価推進委員会を置く。

- 2 自己評価推進委員会は、研究科長、副学部長および研究科長の指名した自己評価推進委員をもって構成する。
- 3 研究科長は、自己評価推進委員会を主宰し、自己評価推進委員長となる。
- 4 自己評価推進委員会は、必要に応じて、第2項に定める者以外の教職員を出席させることができる。

11. 自己点検・評価

(1) 大学としての自己点検・評価

① 実施方法、実施体制

本学では、立命館大学学則第2条にもとづき自己点検・評価等を行うことを目的として、立命館大学自己評価委員会を設置している。合わせて学長の諮問機関として、学外有識者からなる大学評価委員会を設置している。大学評価委員会は、自己点検・評価結果の客観性および妥当性等に関する評価を行い、学長は評価結果のうち必要と考える事項について、当該機関の長に対してその改善の実施を求める。また、2013(平成25)年度からは専門分野別外部評価にも取り組んでいる。

自己点検・評価は、自己評価委員会による大学全体の方針の下、本大学の教育および研究、組織および運営ならびに施設および設備に係る組織のすべてにおいて実施している。

② 結果の活用・公表及び評価項目

自己点検・評価報告書については、本学が認証評価を受審している大学基準協会の評価基準の枠組みに則った柱立て(2017(平成 29)年度からは理念・目的、内部質保証、教育研究組織、教育課程・学習成果、学生の受け入れ、教員・教員組織、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献、大学運営・財務)により作成している。教学検証に関する点検・評価項目については、大学評価制度以前より毎年度「教学総括・計画概要」という形で教学についてのレビューを行ってきた本学の伝統にも従い、「教学ガイドライン」等の指針にも即して実施している。

自己点検・評価は、自己評価委員会をとりまとめる機関として、大学(学長および常任理事会)が策定した中長期計画などの全般的方針を、学部・研究科がそれぞれの特徴に応じて多様な形で自律的に具体化・実行し、その結果の点検と評価を年次の部分的改善および中長期的なカリキュラム改革に結びつける。特に教育プログラムの検証の面では、自己点検・評価報告書(毎年)のみならず、今年度教学総括・次年度計画概要(毎年)ならびに外部評価結果報告書(受審年度)が各学部・研究科によって作成され、現行カリキュラムの適切性についての包括的な検証と改善の方向を示す。自己点検・評価報告書と外部評価結果報告書は公表される。後者における指摘事項は、年次改善・中長期カリキュラム改革に関わる議論において、常に参照・考慮される。また、学長および常任理事会は、こうした各学部・研究科の実践を大学全体の基本方針の観点から点検・評価し、カリキュラム改革に伴って組織・財政面で必要となる支援について判断を行うと同時に、各学部・研究科の到達点と課題をふまえて、全学方針の見直しや発展を図っている。

(2) 研究科としての自己点検・評価

本学薬学部は2011(平成23)年度に一般社団法人薬学教育評価機構の「自己評価23」(2008(平成20)年度に開設した薬学部が、6年制の完成年度を前に参加型実務実習を実施するにあたり、2008(平成20)年度から2011(平成23)年度までの6年制薬学教育の自己点検・評価を行い、公表するもの)に対応して、自己点検・評価の取り組みを行った。その取り組みについて自己点検・評価書を作成し、2012(平成24)年4月にホームページに公表するとともに、薬学教育評価機構に提出した。また、薬学部薬学科は2017(平成29)年度に薬学教育評価機構の分野別第三者評価を受審した。

本研究科としての自己点検・評価の実施については、研究科委員会の下に自己評価推進委員会を設置し、自己点検・評価を行うとともに、後述する「薬学部 FD 委員会」とも連携しながら、改善に向けた取り組みを行う。

12. 情報の公表

(1) 大学としての情報の公表

本学では、かねてより大学ホームページ上で大学基準協会認証評価結果、自己点検・評価報告書、大学基礎データ、財務書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表など)、事業計画・事業報告書、学部・研究科の設置申請書および届出書、設置計画履行状況報告書、教員の教育研究情報、入学試験要項・入試情報、入試合格発表、進路・就職状況、学生数などを広く社会に公表している。

立命館大学情報公開ページ:

<http://www.ritsumeikan-trust.jp/publicinfo/disclosure/univ/>

立命館大学大学評価のページ:

<http://www.ritsumei.ac.jp/profile/info/assessment/>

(2) 研究科としての情報の公表

薬学研究科では、独自のホームページを開設し、人材育成目的、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、教員情報、シラバス、カリキュラム、自己点検・評価結果などを公開している。

<http://www.ritsumei.ac.jp/ph/>

13. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 大学としての取り組み

① 本学では Faculty Development (以下、FD)を「建学の精神と教学理念を踏まえ、学部、研究科、他教学機関が掲げる理念と教育目標を実現するために、カリキュラムや個々の授業についての配慮・内容・教材・評価等の適切性に関して、教員が職員と協働し、学生の参画を得て、組織的な研究・研修を推進するとともに、それらの取り組みの妥当性、有効性について、継続的に検証を行い、さらなる改善に活かしていく活動」と定義している。

② 本学では、FD 活動を推進するために「教育開発推進機構」を設置し、大学・学部・研究科・教学機関への教育および学生の学修の質向上に資する支援を行っている。教育開発推進機構の下には「教育・学修支援センター (Center for Teaching and Learning)」が置かれ、全学的な教学政策形成や継続的な評価・検証・改善のプロセスにおける支援、学部・研究科等の教育および学生の学修の質向上にむけた取り組み支援、全学的な方針に基づいたセンター独自の教育・学修支援、教員・学生支援およびそれに必要な調査・研究を行っている。具体的には、教職員等を対象とした講演会・シンポジウムの開催、新任教員及び在職教員対象の研修、ティーチング・アシスタント対象の研修、学生を含めたワークショップの開催、授業アンケート

一の実施、国内外の高等教育に関する調査活動、紀要『立命館高等教育研究』の刊行等の活動を展開している。

(2) 研究科としてのFDの取り組み

「立命館大学薬学部FD委員会に関する申し合わせ」に則り、薬学部内に「薬学部FD委員会」を設置し、薬学部教員の教育研究能力の向上を図るための組織・体制を整備している。本委員会では機動的に薬学部FDに関する活動を推進することを目的とし、FDフォーラムの開催をはじめ、FDに関する情報の収集とFDに関する提言を行ってきた。これまで薬学部及び薬学研究科の教育内容の改善のため、2009(平成21)年から薬学部の教職員の参加により、23回のFDフォーラムを開催してきた。

「大学院設置基準」第14条の3に基づき、本専攻の授業および研究指導等の内容およびその方法の改善を図るため、組織的な研修および研究に関する取り組みを研究科委員会として実施する。また、その取り組みの内容を毎年度刊行している「立命館大学薬学部年報」に掲載し、公表する。

(3) 本学の SD (Staff Development) の取り組み

職員の SD (Staff Development) に関しては、2005(平成 17)年度に大学行政研究・研修センターを設置し、職員の研修制度を実施している。この研修制度は、職員の高教育情勢に対する理解、問題発見・解決力の養成に関するプログラムであり、受講生の研修成果は論文としてまとめられ、論文報告会で発表されている。

また、2012(平成 24)年度に、立命館学園の中期計画を踏まえ、研修にとどまらず、異動、処遇等各種人事制度について「育成」に重点を置いて段階的に再構成を行った。さらに、2015(平成 27)年度以降は、この体系に基づき、着任時 OJT、階層別研修、キャリアデザイン研修、グローバル力量形成研修、学外団体研修、職位別研修、自己研鑽支援等のプログラムを実施している。

加えて2017(平成 29)年度には学校法人として、役員や教員、事務職員等が、教育研究活動の運営および管理運営の適切かつ効果的な遂行を継続的に達成するため、職種ごとの特性を踏まえた組織的または個人的な力量向上の取り組みを「SD」と総称して「学校法人立命館スタッフ・ディベロップメント(SD)実施に関する基本方針」を策定した。

資料目次

資料1 : 文部科学省 薬科大学(薬学部)学科別一覧(平成30年度)	・・・	p. 1
資料2 : 一般社団法人薬学教育協議会 平成30年3月薬系大学卒業生・大学院修了者就職動向調査の集計報告(抜粋)	・・・	p. 3
資料3 : 医薬品企業売上高トップ20社の本社・研究所・工場の所在地	・・・	p. 7
資料4 : 文部科学省 薬学系大学院専攻別一覧(平成30年度)	・・・	p. 9
資料5 : 教育目標と学生に身につけさせる知識・能力と授業科目との間の対応関係および修士論文作成に至る流れ	・・・	p. 11
資料6 : 大学教員定年規則	・・・	p. 13
資料7 : 立命館大学特別任用教員規程	・・・	p. 15
資料8 : 立命館大学研究倫理委員会規程	・・・	p. 19
資料9 : 立命館大学における人を対象とする研究倫理審査委員会規程	・・・	p. 21
資料10 立命館大学動物実験規程	・・・	p. 25
補正資料1 : 立命館大学学位規程	・・・	p. 33

1. 書類等の題名

「設置の趣旨等を記載した書類」資料1

文部科学省 薬科大学（薬学部）学科別一覧（平成30年度）（1ページ）

2. 出典

文部科学省

3. 引用元

文部科学省 薬科大学（薬学部）学科別一覧（平成30年度）

http://www.mext.go.jp/a_menu/01_d/08091815.htm

4. 説明

2018（平成30）年10月頃に上記ページのリンクから2018（平成30）年度版データを引用した（2019（令和元）年9月3日現在、引用した資料は上記URLにおいて2019（令和元）年度版に更新されている）。

1. 書類等の題名

「設置の趣旨等を記載した書類」資料2

一般社団法人薬学教育協議会 平成30年3月薬系大学卒業生・大学院修了者就職動向調査の集計報告（抜粋）（3ページ）

2. 出典

一般社団法人薬学教育協議会

3. 引用元

一般社団法人薬学教育協議会 平成30年3月薬系大学卒業生・大学院修了者就職動向調査の集計報告（抜粋）（第7表、第8表、第16表）

[http://yaku-kyou.org/wp/wp-](http://yaku-kyou.org/wp/wp-content/uploads/2018/11/281c0618c8371b7606f7a9c068d029c9.pdf)

[content/uploads/2018/11/281c0618c8371b7606f7a9c068d029c9.pdf](http://yaku-kyou.org/wp/wp-content/uploads/2018/11/281c0618c8371b7606f7a9c068d029c9.pdf)

1. 書類等の題名

「設置の趣旨等を記載した書類」資料3

医薬品企業売上高トップ20社の本社・研究所・工場の所在地（7ページ）

2. 出典

日本経済新聞社

3. 引用元

医薬品企業売上高トップ20社の本社・研究所・工場の所在地

[https://www.nikkei.com/markets/ranking/page/?bd=uriage&ba=0&Gcode=09
&hm=1](https://www.nikkei.com/markets/ranking/page/?bd=uriage&ba=0&Gcode=09&hm=1)

4. 説明

著作物のデータをもとに各社ホームページを参照し、一覧表を作成した。また、所在地が近畿圏のものには下線を付した。

1. 書類等の題名

「設置の趣旨等を記載した書類」資料4

文部科学省 薬学系大学院専攻別一覧（平成30年度）（9ページ）

2. 出典

文部科学省

3. 引用元

文部科学省 薬学系大学院専攻別一覧（平成30年度）

http://www.mext.go.jp/a_menu/01_d/08091815.htm

4. 説明

2018（平成30）年10月頃に上記ページのリンクから2018（平成30）年度版データを引用した（2019（令和元）年9月3日現在、引用した資料は上記URLにおいて2019（令和元）年度版に更新されている）。

教育目標と学生に身につけさせる知識・能力と授業科目との間の対応関係および修士論文作成に至る流れ

教育目標		知識		技能		
教育目標	化学・物理系	生物系	衛生行政系	高い倫理観を持って医薬品等の研究開発や教育研究、衛生行政に貢献できるような、問題発見・解決能力、論理的思考能力を有する	日本語で論理的な学術論文の作成やプレゼンテーションができる	国際社会で活躍するために、薬科学分野の専門知識を用いた英語での基本的なコミュニケーションができる
1	前	薬品分子創製化学特論 生体分子解析学特論	公衆衛生・国際保健特論 薬物動態解析学特論 生体機能学特論 薬物作用解析学特論	衛生行政系	演習 1 特別実験 1	技術者実践英語特論
	後	創剤学特論 分子生物薬理学特論 生命有機化学特論	医療情報分析学特論 病原微生物学・感染症学基礎特論 臨床副作用学特論		演習 2 特別実験 2	専門英語
2	前	薬用資源学特論	研究開発・知的財産特論 臨床治療学特論		演習 3 特別実験 3	
	後	生理・構造生物学特論 分析神経科学特論	医薬品安全評価学特論 幹細胞生物学特論 分子病態学特論		演習 4 特別実験 4	



修士論文

○大学教員定年規則

昭和34年2月27日

規程第62号

第1条 大学教員の定年は、教授については満65歳とする。教授以外の教員については満60歳とする。

第2条 大学教員が定年に達したときは、その学年末に退職するものとする。

第3条 前2条にかかわらず、総長（学長）および副総長（副学長）の職にある者は、その在任中、教授に任用する。

第4条 この規程の改廃は、各教授会、大学協議会、常任理事会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規則は、昭和34年3月1日から施行する。

附 則（1985年4月26日付第3条の改正並びに第4条及び附則第1項から第5項までの削除）

1 第3条による任用は、該当の学部教授会及び大学協議会の議を経て行なうものとする。

2 この規則は、1985年4月1日から適用する。

附 則（2000年3月8日副総長（副学長）職追加に伴う改正）

この規則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2004年3月26日改廃規定新設にともなう一部改正）

この規則は、2004年3月26日から施行する。

附 則（2008年7月11日総合理工学院設置に伴う一部改正）

この規程は、2008年7月11日から施行し、2008年4月1日から適用する。

○立命館大学特別任用教員規程

1993年11月26日

規程第277号

(趣旨)

第1条 この規程は、特別任用教員に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 特別任用教員は、本大学を定年退職した教授のうち、高度な教育の能力と実績を有する者を、主として授業を担当する目的で任用する有期雇用教員をいう。

(職位)

第3条 特別任用教員の職位は、教授とする。

(所属)

第4条 特別任用教員は、大学院独自の教員組織を整備した研究科（以下「独立研究科」という。）または定年退職時の学部もしくは教育機構に所属する。

(職務)

第5条 特別任用教員は、主として所属組織の教育に従事する。ただし、原則として大学運営には加わらない。

2 特別任用教員の職務は、その所属により次の2つに区分する。

(1) 学部または機構に所属する者（以下「特別任用教員A」という。）は、主として学部教育にあたる。

(2) 独立研究科に所属する者（以下「特別任用教員B」という。）は、主として大学院教育にあたる。

3 特別任用教員の責任時間は、通年4授業時間（1授業時間は90分）とする。ただし、次の各号に定める授業科目および授業時間を含まなければならない。

(1) 特別任用教員A

教養科目（教養ゼミナールおよびTheme Studyを除く。）、理工系の専門基礎（基礎専門）科目、教職課程科目（教職に関する科目、一般的包括的な内容を含む教科に関する科目および教科又は教職に関する科目）、外国語科目のいずれかを通年1授業時間以上

(2) 特別任用教員B

独立研究科の研究指導科目（法務研究科は演習科目）を通年2授業時間以上および独立研究科の講義科目を通年1授業時間以上

4 特別任用教員は、教授会、研究科委員会、各種委員会等への出席を要しない。

(人事委員会)

第6条 特別任用教員の任用のために、特別任用教員人事委員会（以下「人事委員会」という。）を置く。

2 人事委員会は、次の各号に定める者で構成し、委員長は学長とする。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 該当する学部、研究科および機構の長
- (4) 教学部長
- (5) 教学部副部長

(任用手続)

第7条 特別任用教員の任用は、学部長、研究科長または機構長が、次条に定める任用基準に合致する候補者を人事委員会に推薦し、人事委員会で審査のうえ、本人の意向を確認し、大学協議会の議を経て決定する。

2 前項にかかわらず、次の各号に定める者の推薦は、当該各号に定める者が行う。

- (1) 定年退職する年度に英語以外の外国語科目を主たる授業科目として担当していた者
言語教育推進機構長
- (2) 定年退職する年度に日本語科目を主たる授業科目として担当していた者
国際教育推進機構長
- (3) 定年退職する年度に教職課程科目を主たる授業科目として担当していた者
教職教育推進機構長

(任用基準)

第8条 特別任用教員の任用は、次の各号に掲げる基準をすべて満たす場合に行う。

- (1) 全学共通教育および学部教育に必要な者であることまたは課程博士輩出等大学院教育に顕著な実績があること。
- (2) 若手教員の模範となり、FDへの理解と実績があること。
- (3) 担当する授業科目についての適合性があること。

2 前項の基準を満たす者であっても、教育および研究を行うに十分な健康状態にない者は任用しない。

第9条 削除

第10条 削除

(更新基準等)

第11条 第8条に定めるもののほか、契約更新時の審査基準は、人事委員会で定める。

(就業規則)

第12条 特別任用教員の就業等に関する事項は、立命館大学有期雇用教員就業規則の定めるところによる。

(処遇)

第13条 個人研究費については、立命館大学個人研究費取扱規程の定めるところによる。

2 共用の教員研究室を提供する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学協議会が行う。

附 則

(施行期日)

第1条 本規程は、1994年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 本規程は、1993年3月31日定年退職教授及び1994年3月31日定年退職予定教授についても、これを適用することができる。

第3条 1993年3月31日定年退職教授及び1994年3月31日定年退職予定教授の任用手続については、本規程第4条第1項中、「5月15日」とあるのは「1993年11月30日」と、同条第3項中、「6月末日」とあるのは「1993年12月20日」と読み替えるものとする。

(見直し期限)

第4条 本規程は、1998年10月末日までに、その改廃も含めてこれを再検討するものとする。

附 則 (1994年10月28日第7条の期日読替え規定の改正)

本規程は、1994年4月1日から適用する。

附 則 (1996年4月26日昼夜開講制実施に伴う一部改正)

1 この規程は、1996年4月1日から施行する。

2 1996年3月31日現在「第二部」に在学する学生がいなくなるまでの間、この規程の条文における「夜間主コース」を「二部」と読み替えることができる。

附 則 (1999年3月12日第4条、第7条の任用手続変更に関わる規程の改正)

1 本規程は、1999年4月1日から施行する。

2 本規程は、2000年10月末日までに、その改廃も含めてこれを再検討するものとする。

附 則（2001年6月22日任用制度の変更及び教学上の全学的必要性を任用基準として明確にすることに関わる規程の改正）

本規程は、2001年6月22日から施行し、2002年4月1日付任用者から適用する。

附 則（2006年4月1日機構改革に伴う改正）

この規程は、2006年6月28日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則（2008年3月19日 授業時間の表記変更にもなう一部改正）

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年10月29日2013年度までの運用とする新たな特別任用教授制度への変更にもなう改正）

- 1 この規程は、2009年4月1日から施行する。ただし、2006年3月31日定年退職教授、2007年3月31日定年退職教授および2008年3月31日定年退職教授についても、適用する。
- 2 2005年3月31日に定年退職を迎えた特別任用教授任用者に関する取扱いは従来の定めによる。

附 則（2011年11月4日特別任用教授制度の見直しに伴う全部改正）

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、特別任用教授の所属および特別任用教授人事委員会については、2012年4月1日から施行する。

附 則（2013年3月8日立命館大学有期雇用教員就業規則の改正等に伴う一部改正）

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則（2014年12月19日委員会構成の変更に伴う一部改正）

この規程は、2015年1月1日から施行する。

附 則（2016年1月29日 任用手続の変更等に伴う一部改正）

この規程は、2016年4月1日から施行する。

○立命館大学研究倫理委員会規程

2007年3月15日

規程第718号

(設置)

第1条 立命館大学研究倫理指針(以下「指針」という。)の適正な運用を促進するとともに、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため、立命館大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 指針に定める立命館大学の責務に関する事項
- (2) 指針の実施・調整に関する事項
- (3) 研究倫理に関する学長の諮問事項
- (4) 研究費等の不正使用防止計画に関する事項
- (5) その他、研究倫理に関する事項

2 委員会は、研究計画等の倫理審査を日常的に行うために設置している委員会等(以下「研究倫理審査委員会等」という。)の審査状況を把握するとともに、指導および助言を行う。

3 委員会は、必要があると認めるときは、研究者に対して、適切な指導および助言を行う。

4 委員会は、指針に定める研究者の研究倫理に反する行為、不当または不公正な扱いを受けた者からの相談、苦情等に対応する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 研究を担当する副学長のうち学長が指名する者
- (3) 常務理事および学部長理事のうちから委嘱する者 若干名
- (4) 研究倫理に関する優れた見識を有する本学教員 若干名
- (5) 弁護士や会計士など学外の専門家 若干名

2 前項の規定にかかわらず、委員会は必要に応じて研究倫理審査委員会等の委員長に出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に、委員長および副委員長を置く。委員長は学長とし、副委員長は前条の委員のうちから学長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代行する。

(成立・議決要件)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数によって議決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

- 2 委員長は、必要に応じて当該研究者の出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

(調査委員会の設置)

第7条 委員長は、指針にもとづく調査のために、必要に応じて調査委員会を設置することができる。

- 2 調査委員会の委員には、委員会委員以外の者を委嘱することができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2007年3月15日から施行する。

附 則 (2008年2月20日総合理工学院設置に伴う一部改正)

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2010年11月10日学校法人立命館通報処理規程の制定に伴う一部改正)

この規程は、2010年11月10日から施行する。

附 則 (2012年3月14日 総合理工学院の解消に伴う一部改正)

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2015年3月25日 委員会の任務の追加等に伴う一部改正)

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、立命館大学研究費適正執行管理委員会規程(2007年3月15日規程第717号)は廃止する。

○立命館大学における人を対象とする研究倫理審査委員会規程

2009年10月28日

規程第820号

(設置)

第1条 研究倫理委員会の下に、人を対象とする研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、立命館大学における人を対象とする研究倫理指針（以下「指針」という。）第8条にもとづき、研究の実施計画および出版公表計画等（以下「研究計画等」という。）の実施の適否その他の事項について審査を行う。

第3条 削除

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 研究を担当する副学長
- (2) 研究機構長から若干名
- (3) 研究部長のうち1名
- (4) 研究部副部長のうち1名
- (5) その他学内外の有識者から若干名

2 前項第2号および第5号に掲げる委員は、委員長が任命する。

3 委員の任期は原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長をおく。委員長は研究を担当する副学長とし、副委員長は前条の委員から委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代行する。

(成立および議決要件)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席することをもって成立し、審査の判定は出席委員の3分の2以上の合意をもって決する。

2 委員は、自らが研究代表者、共同研究者および研究協力者となる研究に係る審査に加わることが出来ない。

3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者から審査のための意見等を聴取することができ

る。

(審査の手続き等)

第7条 研究計画等の審査を希望する研究者(以下「申請者」という。)は、所定の「研究倫理審査申請書」を事前に委員長に提出する。

2 委員会は、必要に応じて申請者に出席を求め、申請内容等の説明を聴取することができる。ただし、審査の議論に参加することはできない。

(審査の判定)

第8条 審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 保留(継続審査)
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(審査手続きの省略)

第9条 委員長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、迅速な審査を行うため審査手続きを簡略化することができる。

- (1) 研究計画等の軽微な変更に係る審査
- (2) 既に委員会において承認されている研究計画等に準じた研究計画等に係る審査
- (3) 研究対象者に対して最小限の危険(日常生活で被る身体的、心理的または社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。)を超える危険を含まない研究計画等に係る審査

2 前項各号の審査は、委員長があらかじめ指名した委員2名が書面により行ない、その判定は両名の合意により決する。

3 前項に規定する審査の結果は、当該審査を行なった委員を除くすべての委員に報告する。

4 本条第2項に規定する審査の結果が、前条第1号に規定する「承認」以外の場合、前項の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で再審査を求めることができる。この場合において、委員長は速やかに委員会を開催し、当該事項について審査を行う。

(審査の結果)

第10条 委員長は、審査の結果を速やかに申請者に通知するとともに、立命館大学研究倫理委員会へ報告する。

2 委員長は、立命館大学研究倫理委員会の請求があった場合には倫理審査状況の報告を行

わなければならない。

- 3 研究者および研究対象者等は、決定内容に疑義があるときは、委員会に説明を求めることができる。

(再審査)

第11条 審査の判定に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査の申請をすることができる。

(研究遂行中の審査)

第12条 委員会が第8条第1号または第2号の判定を行なった研究計画等について、申請者が変更をしようとする場合は、その変更について委員会の承認を得なければならない。

- 2 研究開始時に審査を経ていない研究等について、研究遂行中に研究者が希望する場合は、審査の申請を受け付ける。
- 3 第7条、第8条、第10条および前条の規定は、前2項の場合に準用する。

(実施状況の報告および実地調査)

第13条 委員会は、研究等について必要があると判断したときは、申請者に対し実施状況を報告させることができる。

- 2 委員会は、研究等が研究計画等に沿って適切に行なわれているかを随時実地調査することができる。

(研究等の変更又は中止の勧告)

第14条 委員長は、研究遂行中に各委員会が研究計画等の変更または中止の意見を述べた場合にはその意見を踏まえ、研究等の変更または中止を勧告する。

(議事要旨等の公開)

第15条 委員会の議事要旨(研究課題名、申請者、研究期間および審査の結果等を含む)、委員会の構成ならびに委員の氏名および所属等は、公開する。ただし、研究対象者等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護または競争上の地位の保全に支障が生じるおそれのある部分は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(記録の保存)

第16条 委員会の審査に関する記録の保存期間は、法令上別段の定めがある場合を除き、5年間とする。

- 2 保存期間を経過した記録でさらに保存が必要と各委員会が認める記録は、5年以内の範囲で保存期間を延長することができる。
- 3 保存期間の起算日は、研究の終了または中止の日の翌日からとする。

4 記録、保存または廃棄の手続きは「文書規程」に準ずる。

(守秘義務)

第17条 委員は、申請書類などに表れた研究対象者に関する情報や広義の知的財産となる可能性のある方法など、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、立命館大学研究倫理委員会の議を経て、大学協議会が行う。

附 則

1 この規程は、2009年11月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、「立命館大学衣笠キャンパスにおける人を対象とする研究倫理審査委員会規程」は廃止する。

附 則 (2015年9月16日委員会の構成および規程の改廃手続の変更等に伴う一部改正)

この規程は、2015年9月16日から施行する。

附 則 (2016年3月25日審査の判定の種類および審査手続きの省略の方法の変更に伴う一部改正)

この規程は、2016年4月1日から施行する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「動物愛護管理法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）および「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月文部科学省告示第124号）」（以下「指針」という。）に基づき、学長を最終責任者とし、立命館大学における動物実験等について、科学的合理性、動物愛護、周辺環境の保全および教職員・学生等の安全確保の観点から、適正に実施するため必要な事項を定める。

(基本原則)

第2条 動物実験等の実施に当たっては、動物愛護管理法および飼養保管基準に即し、動物実験等の3Rの原則（使用数の削減Reduction、代替法の利用Replacementおよび苦痛の軽減Refinement）に基づき、適正に実施する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験等」とは、本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究または生物学的製剤の製造の用その他科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養、保管等を行う施設・設備をいう。
- (3) 「動物実験室」とは、実験動物に実験操作を行う実験室、実習室等をいう。
- (4) 「施設等」とは、飼養保管施設および動物実験室をいう。
- (5) 「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (6) 「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括し、動物実験計画書に記載された動物実験に関する責任を負う者をいう。
- (9) 「飼養者」とは、動物実験責任者または動物実験実施者の下で実験動物の飼養また

は保管に従事する者をいう。

(10) 「飼養保管施設管理者」とは、学長の命を受け、実験動物および飼養保管施設を管理する者をいう。

(11) 「動物実験室管理者」とは、学長の承認を受けた動物実験室を管理する者をいう。

(12) 「管理者等」とは、飼養保管施設管理者および動物実験室管理者をいう。

(適用範囲)

第4条 この規程は立命館大学において行われる哺乳類、鳥類および爬虫類の生体を用いる全ての実験に適用する。

2 上記以外の動物を実験に用いる場合においても、本規程の趣旨に沿って行う。

第2章 動物実験委員会

(動物実験委員会の設置)

第5条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況および結果の把握、施設等の設置・変更または廃止に係る承認、教育訓練、自己点検、評価、情報公開、感染症発生等の緊急時対応、その他動物実験等の適正な実施に関して調査、報告または助言を行う組織として、立命館大学研究倫理委員会（以下「研究倫理委員会」という。）のもとに、立命館大学衣笠キャンパス動物実験委員会および立命館大学びわこ・くさつキャンパス動物実験委員会（以下「各委員会」という。）を設置する。

2 管理者等、動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者は、学長および委員会の指示・指導に基づき、速やかに適切な対応をとらなければならない。

(委員会の役割)

第6条 各委員会は、次の事項を審議または調査し、学長に報告または助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等および本規程に適合していることの審議
- (2) 動物実験計画の実施状況および結果に関すること
- (3) 施設等および実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験および実験動物の適正な取扱いならびに関係法令等に関する教育訓練の内容または体制に関すること
- (5) 自己点検・評価に関すること
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

(委員会の構成)

第7条 各委員会は次の各号に定める委員によって構成する。

- (1) 副学長（研究担当）

- (2) 研究部長または研究部副部長
 - (3) 動物実験等に関して優れた見識を有する者 若干名
 - (4) 実験動物に関して優れた見識を有する者 若干名
 - (5) 飼養保管施設管理者
 - (6) その他の学識経験を有する者 若干名
- 2 前第3号から第6号までの委員は、学長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (委員長等)

第8条 前条第1項第1号の副学長（研究担当）を委員長とする。

- 2 委員長の指名により、各委員会に副委員長をおく。
 - 3 委員長は、各委員会を主宰する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (委員会の運営)

第9条 各委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数によって議決する。可否同数のときは議長の決定に従う。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に各委員会への出席を求め、説明または意見を聴取することができる。
 - 3 委員長の判断により、緊急の場合は持回りでの審査を行うことができる。
 - 4 委員は自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることができない。
- (守秘義務)

第10条 委員および事務局は、動物実験計画について知り得た情報を、法令または裁判所の命令に基づく場合などの正当な理由なしに第三者へ開示または漏洩してはならない。

第3章 利用者会議

(利用者会議)

第11条 飼養保管施設管理者は、施設の管理運営上必要な事項を定め、施設および本規程の円滑で適正な運用を図るため、飼養保管施設管理者、動物実験責任者および動物実験実施者による利用者会議を設置することができる。

- 2 利用者会議は、各委員会の指示、助言に基づき、施設の管理運用上必要な事項を定める。

第4章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続)

第12条 動物実験責任者は、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の書

式による動物実験計画書を学長に提出しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義および必要性
 - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること
 - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学および微生物学的品質ならびに飼養条件を考慮すること
 - (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等（致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等）を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から開放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること
- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、各委員会に審査を付議し、結果を当該動物実験責任者に通知しなければならない。
- 3 動物実験責任者は、前項の通知後に計画内容の変更を希望する場合、変更理由を記載した動物実験変更・追加承認申請書を学長に提出しなければならない。なお、委員長が軽微な変更と判断した場合には、その内容を審査結果として学長へ報告できる。
- 4 動物実験責任者は、学長の承認を受けた後でなければ、動物実験を行うことができない。（実験操作）

第13条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、動物愛護管理法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと
- (2) 動物実験計画書に記載された事項および次に掲げる事項を遵守すること
 - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - イ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
 - ウ 適切な術後管理
 - エ 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令、本学の定める規定等に従うこと
- (4) 物理的、化学的に危険な材料、病原体等を扱う動物実験について、安全のための適切な施設や設備を確保すること
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導の下で行う

こと

- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の書式により使用動物数、計画変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

第5章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第14条 飼養保管施設管理者は、飼養保管施設を新たに設置または変更する場合には、所定の書式による飼養保管施設設置承認申請書を学長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、48時間以上の実験動物の飼養および保管を行うことができない。
- 3 学長は、申請された飼養保管施設を各委員会に調査させ、その助言により承認または非承認を決定し、当該飼養保管施設管理者に通知する。

(飼養保管施設の要件)

第15条 飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること
- (2) 動物種や飼養保管数に応じた飼養設備を有すること
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること
- (4) 実験動物が逸走しない構造および強度を有すること
- (5) 動物の飼養に直接関係しない者の立ち入りを制限するため、施錠設備が設置されており、入退の記録がとれること
- (6) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が採られていること
- (7) 飼養保管施設管理者が設置されていること

(動物実験室の設置)

第16条 動物実験室管理者は、動物実験室を新たに設置または変更する場合には、所定の書式による動物実験室設置承認申請書を学長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 学長は、申請された動物実験室を各委員会に調査させ、その助言により承認または非承認を決定し、当該動物実験室管理者に通知する。

(動物実験室の要件)

第17条 動物実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること

- (2) 衛生的な取扱いを行うことができる設備を有すること
- (3) 実験動物が逸走しない構造および強度を有すること
- (4) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が採られていること
- (5) 当該実験室の利用者に、動物実験に関する基本的な遵守事項を周知していること
(施設等の維持管理および改善)

第18条 管理者等は、実験動物の適正な管理および動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理および改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第19条 管理者等は、施設等を廃止する場合は、所定の施設等廃止承認申請書を学長に提出しなければならない。

- 2 管理者等は、学長の承認を受けた後でなければ、施設等を廃止することができない。
- 3 学長は、申請された施設等を各委員会に調査させ、その助言により承認または非承認を決定し、管理者等に通知しなければならない。

第6章 実験動物の飼養および保管

(実験動物の飼養および保管等)

第20条 管理者等、動物実験指導者、動物実験実施者および飼養者は、動物愛護管理法、飼養保管基準、指針、ガイドライン、本規程および管理者等の定める施設の管理運用上必要な事項に基づき、適正な飼養管理を行わなければならない。

- 2 動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者は、学長、各委員会および管理者等の助言または指導に従わなければならない。

(記録の保管および報告)

第21条 動物実験責任者は、実験動物に関する基本的な情報（種類等、数、入手先、搬入・搬出日、飼養履歴・病歴等）に関する記録を一定期間保管しなければならない。

- 2 動物実験責任者は、前項の記録を動物実験委員会の求めに応じて報告しなければならない。

第7章 安全管理

(危害防止および緊急時対応)

第22条 管理者等は、逸走した実験動物の捕獲の方法等を予め定めなければならない。

- 2 管理者等は、実験動物が施設等外へ逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

- 3 管理者等は、動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者に、人獣共通感染症やその他危害防止に係る教育を行い、適切な措置を講じなければならない。
- 4 管理者等は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画を予め作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。
- 5 管理者等は、事故、感染症の発生、その他緊急事態発生時にとるべき措置の計画を予め作成し、関係者に対し周知を図らなければならない。
- 6 管理者等は、上記緊急時に際し、計画に基づき、人的被害の拡大、周辺環境の保護ならびに動物愛護の観点から適切な措置を講じなければならない。

(教育訓練)

第23条 動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者は、次の各号に掲げる事項に関し、教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関連法令、指針等および本学の定める規程、指針等
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保、安全管理、人獣共通感染症等に関する事項
 - (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 管理者等は、教育訓練の実施日、教育内容、講師および受講者名の記録を保存しなければならない。

第8章 自己点検、情報公開

(自己点検・評価・検証)

第24条 学長は、各委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせなければならない。

- 2 各委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 各委員会は、管理者等、動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

(情報公開)

第25条 各委員会は、衣笠キャンパスおよびびわこ・くさつキャンパスにおける動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、

検証の結果等の公開方法等)を毎年1回程度公表しなければならない。

第9章 その他

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は研究倫理委員会および常任理事会の審議を経て大学協議会が行う。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2008年10月24日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、「立命館大学文学部動物実験委員会規程」、「立命館大学文学部動物実験指針」、「立命館大学びわこ・くさつキャンパス動物実験委員会規程」および「立命館大学びわこ・くさつキャンパス動物実験指針」は廃止する。

○立命館大学学位規程

昭和28年9月24日

規程第42号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学学則（以下「学則」という。）第55条および立命館大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第50条にもとづき、本大学における学位および学位の授与に関する事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本大学において授与する学位は、学士、修士、博士および専門職学位とする。

(専攻分野等の名称)

第3条 学士、修士、博士および専門職学位に、附記する専攻分野名または専門職学位名および英文学位名称を学部の学科および研究科の専攻毎に次の各号のとおり定める。

(1) 学士学位

学部名	学科名	専攻分野名	英文学位名称
法学部	法学科	法学	Bachelor of Laws
経済学部	経済学科	経済学	Bachelor of Arts
経営学部	経営学科	経営学	Bachelor of Arts
	国際経営学科	経営学	Bachelor of Arts
産業社会学部	現代社会学科	社会学	Bachelor of Arts in Social Sciences
文学部	人文学科	文学	Bachelor of Arts
理工学部	電気電子工学科	工学	Bachelor of Engineering
	機械工学科	工学	Bachelor of Engineering
	環境都市工学科	工学	Bachelor of Engineering
	ロボティクス学科	工学	Bachelor of Engineering
	数理科学科	理学	Bachelor of Science
	物理科学科	理学	Bachelor of Science
	電子情報工学科	工学	Bachelor of Engineering
	建築都市デザイン学科	工学	Bachelor of Engineering

国際関係学部	国際関係学科	国際関係学	Bachelor of Arts in International Relations
	アメリカン大学・立命館大学国際連携学科	グローバル国際関係学	Bachelor of Arts in Global International Relations
政策科学部	政策科学科	政策科学	Bachelor of Arts in Policy Science
情報理工学部	情報理工学科	工学	Bachelor of Engineering
映像学部	映像学科	映像学	Bachelor of Image Arts and Sciences
薬学部	薬学科	薬学	Bachelor of Pharmacy
	創薬科学科	薬科学	Bachelor of Pharmaceutical Sciences
生命科学部	応用化学科	理学	Bachelor of Science
		工学	Bachelor of Engineering
	生物工学科	工学	Bachelor of Engineering
	生命情報学科	理学	Bachelor of Science
工学		Bachelor of Engineering	
生命医科学科	理学	Bachelor of Science	
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	スポーツ健康科学	Bachelor of Sport and Health Science
総合心理学部	総合心理学科	心理学	Bachelor of Psychology
食マネジメント学部	食マネジメント学科	食マネジメント	Bachelor of Gastronomy Management
グローバル教養学部	グローバル教養学科	グローバル教養学	Bachelor of Global Liberal Arts

(2) 修士学位

研究科名	専攻名	専攻分野名	英文学位名称
法学研究科	法学専攻	法学	Master of Laws
経済学研究科	経済学専攻	経済学	Master of Economics
経営学研究科	企業経営専攻	経営学	Master of Science in Business

			Management
社会学研究科	応用社会学専攻	社会学	Master of Arts in Sociology
国際関係研究科	国際関係学専攻	国際関係学	Master of Arts in International Relations
政策科学研究科	政策科学専攻	政策科学	Master of Arts in Policy Science
文学研究科	人文学専攻	文学	Master of Arts
	行動文化情報学専攻	文学	Master of Arts
理工学研究科	基礎理工学専攻	理学	Master of Science
		工学	Master of Engineering
	電子システム専攻	工学	Master of Engineering
	機械システム専攻	工学	Master of Engineering
	環境都市専攻	工学	Master of Engineering
情報理工学研究科	情報理工学専攻	工学	Master of Engineering
生命科学研究科	生命科学専攻	理学	Master of Science
		工学	Master of Engineering
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	学術	Master of Arts
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	言語教育情報学	Master of Arts in Language Education and Information Science
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	技術経営	Master of Technology Management
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	スポーツ健康科学	Master of Sport and Health Science
映像研究科	映像専攻	映像	Master of Image Arts
人間科学研究科	人間科学専攻	人間科学	Master of Human Science
		心理学	Master of Psychology

(3) 博士学位

研究科名	専攻名	専攻分野名	英文学位名称
法学研究科	法学専攻	法学	Doctor of Laws
経済学研究科	経済学専攻	経済学	Doctor of Philosophy
経営学研究科	企業経営専攻	経営学	Doctor of Philosophy
社会学研究科	応用社会学専攻	社会学	Doctor of Philosophy in Sociology
国際関係研究科	国際関係学専攻	国際関係学	Doctor of Philosophy
政策科学研究科	政策科学専攻	政策科学	Doctor of Philosophy in Policy Science
文学研究科	人文学専攻	文学	Doctor of Philosophy
	行動文化情報学専攻	文学	Doctor of Philosophy
理工学研究科	基礎理工学専攻	理学 工学	Doctor of Science Doctor of Engineering
	電子システム専攻	工学	Doctor of Engineering
	機械システム専攻	工学	Doctor of Engineering
	環境都市専攻	工学	Doctor of Engineering
情報理工学研究科	情報理工学専攻	工学	Doctor of Engineering
生命科学研究科	生命科学専攻	理学	Doctor of Science
		工学	Doctor of Engineering
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	学術	Doctor of Philosophy
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	技術経営	Doctor of Philosophy in Technology Management
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	スポーツ健康科学	Doctor of Philosophy
薬学研究科	薬学専攻	薬学	Doctor of Pharmacy
人間科学研究科	人間科学専攻	人間科学	Doctor of Human Science

		心理学	Doctor of Psychology
--	--	-----	----------------------

(4) 専門職学位

研究科名	専攻名	専門職学位名	英文学位名称
法務研究科	法曹養成専攻	法務博士（専門職）	Juris Doctor
経営管理研究科	経営管理専攻	経営修士（専門職）	Master of Business Administration
教職研究科	実践教育専攻	教職修士（専門職）	Master of Education

(大学名の附記)

第4条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本大学名を附記するものとする。

第2章 学士学位

(学士学位の授与)

第5条 学士学位の授与は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(学士学位の授与の要件)

第6条 学士学位は、学則第54条に規定する卒業要件を満たした者に学長が授与する。

(学長への報告)

第7条 教授会において学士学位の授与を議決したときは、学部長は学長に報告しなければならない。

第3章 修士学位

(修士学位の授与)

第8条 修士学位の授与は、研究科委員会または研究科教授会（以下単に「研究科委員会」という。）の議を経て、学長が決定する。

(修士学位の授与の要件)

第9条 修士学位は、大学院学則第29条に規定する修了要件を満たした者に学長が授与する。

2 前項に規定する者のほか、前期課程と後期課程の区分を設けない博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）において大学院学則第29条に規定する修了要件に相当する要件を満たした者にも、修士学位を授与することができる。

(授与申請)

第10条 修士学位の授与を申請する者は学位授与申請書に修士論文または特定の課題についての研究成果（以下「修士論文等」という。）2部を添えて、所属の研究科長に申請するものとする。申請書類の様式は、様式第2(1)のとおりとする。

（資料等の提出）

第11条 研究科長は、修士論文等の審査のため必要があるときは、前条に定めるもののほか、別に資料等を提出させることができる。

（修士論文等の返付）

第12条 受理した修士論文等は、返付しない。

（修士論文等の審査および最終試験）

第13条 修士論文等の審査および最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。

2 審査委員会は、専攻分野および関連分野の教員3人以上によって組織し、うち1人を主査とする。ただし、研究科委員会が認める場合は、教員数を2人以上とすることができる。

3 前項に定める審査委員会には、当該研究科に属さない本大学または他大学等の教員等を含めることができる。

4 最終試験は、修士論文等に関連ある分野について試問を行う。

（審査および最終試験の期間）

第14条 修士論文等の審査および最終試験は、申請者の在学期間中に終了するものとする。

（修士学位の授与の審査）

第15条 審査委員会は、審査が終了したときは、様式第3(5)に定める論文等審査報告書により、その結果を研究科委員会に報告しなければならない。

2 研究科委員会は、前項の報告にもとづき、修士学位の授与のための審査を行う。

3 修士学位の授与の議決は、構成員の3分の2以上が出席する研究科委員会において、その3分の2以上の賛成を得なければならない。

4 前2項の定めにかかわらず、研究科委員会の構成員の一部の者をもって構成する学位審議委員会（この条において「審議委員会」という。）を置き、研究科委員会の定めるところにより、審議委員会の議決をもって、研究科委員会の議決とすることができる。

5 前項の議決は、審議委員会の構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛成を得なければならない。

(学長への報告)

第16条 研究科委員会において修士学位の授与を議決したときは、研究科長は、論文等審査報告書により、学長および大学院学位委員会に報告しなければならない。ただし、様式第3(1)に定める合格判定報告書をもって、これにかえることができる。

第4章 博士学位

(博士学位の授与)

第17条 博士学位の授与は、研究科委員会および大学院学位委員会の議を経て、学長が決定する。

(博士学位の授与の要件)

第18条 博士学位は、大学院学則第32条、第35条または第35条の4に規定する修了要件を満たした者に学長が授与する。

2 前項のほか、本大学大学院が行う博士論文の審査に合格し、かつ前項の同課程を経た者と同等以上の学力を有することを確認された者に博士学位を授与する。

(授与申請)

第19条 博士学位の授与の申請は、次の各号のいずれかによる。申請書類の様式は、様式第2(2)または様式第2(3)のとおりとする。

- (1) 前条第1項による者にあつては、学位授与申請書に、博士学位申請論文4部、論文目録1部、履歴書1部、和文論文要旨1部および英文等論文要旨1部、主論文要旨の電磁的記録媒体(CD-ROM等)1部を添えて、所属の研究科長に申請する。
- (2) 前条第2項による者にあつては、学位授与申請書に、博士学位申請論文4部、論文目録1部、住民票の写し1部、履歴書1部、和文論文要旨1部、英文等論文要旨1部、主論文要旨の電磁的記録媒体(CD-ROM等)1部、写真1葉および別表第1による学位審査手数料を添えて、学長に申請する。
- (3) 前2号の定めにかかわらず、研究科長が必要と認めた場合は、和文論文要旨または英文等論文要旨の提出を免除することができる。

(資料等の提出)

第20条 研究科長は、博士論文の審査のため必要があるときは、前条に定めるもののほか、別に資料等を提出させることができる。

(博士論文の受理および審査の委嘱)

第21条 第19条第1号により、博士学位の申請があつたときは、研究科長は、研究科委員会の議を経てこれを受理する。

2 第19条第2号により、博士学位の申請があったときは、学長は、その学位の専攻分野に対応する研究科委員会の議を経てこれを受理し、その研究科委員会に学位授与の審査を委嘱する。

(博士論文および学位審査手数料の返付)

第22条 受理した博士論文および学位審査手数料は、返付しない。

(博士論文の審査および最終試験または学力の確認)

第23条 博士論文の審査および最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。

2 第18条第2項に該当する者の博士論文の審査および学力の確認は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。

3 審査委員会は、専攻分野および関連分野の教員3人以上によって組織し、うち1人を主査とする。

4 前項に定める審査委員会には、当該研究科に属さない本大学または他大学等の教員等を含めることができる。

5 最終試験は、博士論文に関連ある分野について試問を行う。

(学力の確認)

第24条 前条第2項に規定する学力の確認は、博士論文に関連ある分野について試問(外国語についての試問を含む。)を行う。

2 前項の外国語については、研究科委員会が種類を定める。

(学力の確認の免除)

第25条 研究科委員会が、業績、経歴等により学力の確認を行い得ると認めたときは、試問の全部または一部を免除することができる。

2 本学大学院博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程に所定の年限在学し、大学院学則第32条または第35条に規定する修了要件を満たした者が再入学しないで第18条第2項による博士学位を申請したときは、標準修業年限の末日の翌日から起算して3年以内に限り、学力の確認を免除することができる。

(審査委員会における審査の期間)

第26条 審査委員会における審査は、申請書を受理してから1年以内に終了しなければならない。

(博士学位の授与の審査)

第27条 審査委員会は、審査が終了したときは、様式第3(6)に定める論文等審査報告書に

より、その結果を研究科委員会に報告しなければならない。

- 2 研究科委員会は、前項の報告にもとづき、博士学位の授与のための審査を行う。
- 3 博士学位の授与の議決は、構成員の3分の2以上が出席する研究科委員会において、無記名投票によりその3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 4 前2項の定めにかかわらず、研究科委員会の構成員の一部の者をもって構成される学位審議委員会（この条において「審議委員会」という。）を置き、研究科委員会の定めるところにより、審議委員会の議決をもって、研究科委員会の議決とすることができる。
- 5 前項の議決は、審議委員会の構成員の3分の2以上が出席し、無記名投票によりその3分の2以上の賛成を得なければならない。

（学長への報告）

第28条 研究科委員会において博士学位の授与を議決したときは、研究科長は、論文等審査報告書により、学長に報告しなければならない。

（大学院学位委員会の審議）

第29条 学長は、前条の論文等審査報告書を大学院学位委員会の議に付さなければならない。

- 2 前項の議決は、大学院学位委員会の構成員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第5章 専門職学位

（専門職学位の授与）

第30条 専門職学位の授与は、研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

（専門職学位の授与の要件）

第31条 専門職学位は、大学院学則第42条に規定する修了要件を満たした者に学長が授与する。

（専門職学位の授与の審査）

第32条 専門職学位授与の議決は、構成員の過半数が出席する教授会において、その過半数の賛成を得なければならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、研究科教授会の構成員の一部の者をもって構成される学位審議委員会（この条において「審議委員会」という。）を置き、教授会の定めるところにより、審議委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。
- 3 前項の議決は、審議委員会の構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛

成を得なければならない。

(学長への報告)

第33条 研究科教授会において専門職学位の授与を議決したときは、研究科長は、様式第3(2)から様式第3(4)までに定める合格判定報告書により、学長および大学院学位委員会に報告するものとする。

第6章 博士論文の公表

(博士論文要旨等の公表)

第34条 大学は、博士学位を授与した日から3月以内に、博士学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(博士論文の公表)

第35条 博士学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、博士学位の授与に係る論文の全文を本大学所定のリポジトリの利用により公表するものとする。ただし、博士学位を授与される前にインターネットの利用により既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の定めにかかわらず、博士学位を授与された者は、やむをえない事情がある場合には、本大学の承認を受けて、博士学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 前2項の規定により博士学位の授与に係る論文を公表するときは、立命館大学審査博士論文である旨を明記しなければならない。

第7章 学位の授与の証明

(学位の授与の証明)

第36条 学長は、様式第1(1)から様式第1(5)までに定める様式により学位記を授与して、学位の授与を証明する。

第8章 学位の授与の取消

(学位の授与の取消し)

第37条 学士、修士、博士または専門職学位の学位授与を受けた者で不正の方法によった事実が判明したとき、またはその名誉を汚す行為があったときは、学長は、学士にあっては教授会、修士、博士または専門職学位にあっては研究科委員会および大学院学位委員会の議を経て、既に授与した学位を取り消すことがある。

2 前項の議決は、構成員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

- 3 学長は、第1項の決定があったときは、その旨を公表する。
- 4 学位授与を取り消された者は、学位記を返付しなければならない。

第9章 雑則

(修士論文等および博士論文の保管)

第38条 修士論文等および博士論文は、別に定めるところにより、本大学に保管する。

(記録の保管)

第39条 学長は、修士学位および博士学位を授与したときは、様式第3(5)および様式第3(6)に定める論文等審査報告書に必要事項を記録し、これを保管するものとする。

(報告)

第40条 学長は、博士学位を授与したときは、授与したときから3月以内に、様式第3(7)に定める学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(規程の改廃)

第41条 この規程の改廃は、大学協議会が行う。

附 則

本規程は、昭和28年11月1日よりこれを施行する。

附 則 (省令第13号の学位規則改正に伴う改正)

この規程は、昭和37年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年10月11日学則改正に伴う改正)

この規程は、昭和44年10月1日から適用する。

附 則 (昭和48年6月16日社会学研究科設置に伴う改正)

この規程は、昭和48年4月1日から適用する。ただし、本規程第5条第2号に規定する博士の学位の授与は、法学博士、経済学博士および文学博士を除いて同条第1号に規定する博士の学位が授与されたあとにおいて取扱うものとする。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和51年7月9日学位審査手数料改訂にともなう別表第1の改正)

この規程は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（1981年3月27日大学院設置基準「昭和49年文部省令第28号」および学位規則の一部を改正する省令「昭和49年文部省令第29号」が1975年4月1日から施行されたことに伴う改正）

この規程は、1981年2月1日から適用する。

附 則（1981年12月12日学位授与申請書添付書類の変更および学位授与者の職名変更に伴う改正）

この規程は、1982年1月1日から施行する。

附 則（1989年6月10日大学院改革に伴う学位授与基準の変更）

この規程は、1989年4月1日から適用する。

附 則（1991年7月26日学位規則の一部を改正する文部省令にもとづく変更）

この規程は、1991年7月1日から適用する。

附 則（1991年11月30日国際関係研究科設置に伴う変更）

この規程は、1992年4月1日から施行する。

附 則（1991年10月25日理事会議案第32号及び1992年3月19日文部省認可による国際関係研究科修士課程国際関係学専攻設置に伴う学則変更による変更、1989年12月22日経済学研究科カリキュラムの一部変更による学則変更、及び1990年9月28日経営学研究科履修規定の一部変更による学則変更に伴う変更）

この規程は、1992年4月1日から施行する。

附 則（1992年12月25日学位論文審査委員に関する規程の明文化に伴う改定）

この規程は、1992年12月1日から施行する。

附 則（1994年3月16日文部大臣認可による国際関係研究科博士課程新設等に伴う改定）

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1996年3月22日条文の全面整備および修士論文審査委員数の弾力化等に伴う改正）

この規程は、1996年2月1日から適用する。

附 則（1996年12月19日文部大臣認可政策科学研究科政策科学専攻修士課程設置にともなう改正）

この規程は、1997年4月1日から施行する。

附 則（1997年1月24日別表2の課程博士学位記様式の統一にともなう変更）

この規程は、1997年4月1日から施行する。

附 則（1998年1月16日別表2の学士学位記様式の一部変更にもなう改正）

この規程は、1998年2月1日から施行する。なお、第二部の表記は1994年度・1995年度第二部入学者に適用し、夜間主の表記は1996年度以降夜間主コース入学者に適用する。

附 則（1998年12月22日文部大臣承認による政策科学研究科政策科学専攻博士課程後期課程設置にもなう改正）

この規程は、1999年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月10日別表第2の学士の学位記の様式の一部変更に伴う改正）

この規程は、2000年3月15日から施行する。

本規程別表第2の規定にかかわらず、第二部および夜間主コース入学者の記載については次のとおりとする。

入学年度	学部・学科名	卒業証書・学位記表示名	備考
1994、1995年度入学者（第二部）	法学部法学科 経済学部経済学科 経営学部経営学科 文学部人文学科	法学部第二部法学科 経済学部第二部経済学科 経営学部第二部経営学科 文学部第二部人文学科	94二部改革実施
1996年度～1998年度入学者（夜間主コース）	法学部法学科 経済学部経済学科 経営学部経営学科 文学部哲学科 文学部文学科 文学部史学科	法学部夜間主法学科 経済学部夜間主経済学科 経営学部夜間経営学科 文学部夜間主哲学科 文学部夜間主文学科 文学部夜間主史学科	昼夜開講制導入にもなう名称変更
1999年度以降入学者（夜間主コース）	法学部法学科 経済学部経済学科 経営学部経営学科 産業社会学部産業社会学科 文学部哲学科 文学部文学科 文学部史学科 文学部地理学科	法学部法学科 経済学部経済学科 経営学部経営学科 産業社会学部産業社会学科 文学部哲学科 文学部文学科 文学部史学科 文学部地理学科	99夜間主コース抜本改革実施

附 則（2000年5月12日文部大臣認可による応用人間科学研究科設置にもなう改

正)

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2001年7月13日第19条第1号による博士の学位授与申請書の変更に伴う改正）

附 則（2001年7月13日理工学研究科フロンティア理工学専攻博士課程設置に伴う改正）

附 則（2001年7月13日文部省の名称変更に伴う改正）

この規程は、2001年7月13日から施行し、2001年4月1日から適用する。

附 則（2002年12月19日文部科学大臣認可による先端総合学術研究科、および言語教育情報研究科設置にともなう改正）

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年5月9日法科大学院設置認可に伴う改正）

本規程は2004年4月1日より施行する。

附 則（2004年1月30日博士課程後期課程および一貫制博士課程の在学期間延長および再入学の取扱いの変更に伴う改正）

この規程は、2004年4月1日より施行する。

附 則（2005年1月14日テクノロジー・マネジメント研究科設置、学位審査方法の整理、学位記の様式追加に伴う改正）

この規程は2005年1月14日より施行する。ただし、第3条第1項第2号の改正は、2005年度入学者より適用する。

附 則（経営管理研究科設置ならびに学位記の様式変更および追加に伴う改正）

この規程は2005年5月27日から施行する。ただし、第1条ないし第3条、第29条の2、第29条の3、第30条および別表第2〔1〕第5号ロについては、2006年4月1日から適用する。

附 則（2005年7月8日テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程設置に伴う改正）

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月23日公務研究科公共政策専攻設置に伴う一部改正）

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2006年4月28日映像学部映像学科設置に伴う一部改正）

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2006年7月14日課程博士学位授与状況改善に向けた各種制度整備および英語版の学位記様式追加に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2006年7月14日から施行する。
- 2 改正後の学位審査手数料の規定は、2006年度の博士課程在学者から適用し、2006年3月31日以前に満期退学した者で、標準修業年限の末日の翌日から起算して3年以内の期間に申請する場合は、従前の例による。

附 則（2007年3月23日 修士課程の修了要件の見直しに伴う学則変更をふまえた一部改正および改廃手続の変更に伴う一部改正）

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月26日 薬学部薬学科設置に伴う一部改正）

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年6月20日総合理工学院設置に伴う一部改正）

この規程は、2008年6月20日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2009年3月25日学位授与記録簿の見直しに伴う改正）

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2010年3月5日スポーツ健康科学部およびスポーツ健康科学研究科の設置に伴う学位の専攻分野名の追加ならびに博士学位授与申請時の提出物の変更等に伴う改正）

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2011年1月14日専攻分野名の表記の変更、審査委員会の構成の整理等ともなう一部改正）

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 第3条第3号に定める、政策科学研究科政策科学専攻の英文学位名称は、2009年9月以降の入学者に適用する。

附 則（2012年3月2日学則の変更、大学院学則の全部変更、総合理工学院の解消、大学院学位委員会への改称、理工学部の学科および理工学研究科の再編、情報理工学研究科および生命科学研究科の設置ならびに経営学研究科の修士の学位およびテクノロジー・マネジメント研究科の博士の学位の英文学位名称の変更等に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第2号および第3号は、経営学研究科博士課程前期

課程およびテクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程に2011年3月31日に在籍する者については、なお従前の例とする。

附 則（2013年6月14日学位規則の改正、学位審議委員会の設置、修士学位の審議機関の変更および条文整理等に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2013年6月14日から施行し、2013年4月1日から適用する。
- 2 前項にかかわらず、改正後の第34条および第35条は、2013年3月31日以前に博士学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則（2013年3月8日 文学研究科行動文化情報学専攻博士課程前期課程および博士課程後期課程ならびに薬学研究科薬学専攻4年制博士課程の設置に伴う一部改正）

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則（2014年1月24日 別表学位記の様式一部修正および追加に伴う一部改正）

この規程は、2014年1月24日から施行する。

附 則（2014年3月7日 英文学位名称の変更等に伴う一部改正）

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則（2014年3月28日 会計修士（専門職）の廃止に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2015年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2014年5月16日 薬学部創薬科学科設置に伴う一部改正）

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2014年10月10日 国際関係研究科 修士学位の英文学位名称の変更に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、改正後の第3条第2号は、国際関係研究科博士課程前期課程に2015年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2015年7月10日 総合心理学部設置に伴う一部改正）

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2016年2月19日 経済学部国際経済学科の募集停止、情報理工学部の学科再編、教職研究科の設置等に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2017年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、改正後の第3条第1号は、経済学部国際経済学科または情報理工

学部)に2017年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (2017年11月10日 理工学部の学科再編、国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科、食マネジメント学部および人間科学研究科の設置、応用人間科学研究科および公務研究科の募集停止、博士学位授与申請書類の変更等に伴う一部改正)

- 1 この規程は、2018年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、改正後の第3条第1号は理工学部都市システム工学科または環境システム工学科に2018年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
- 3 第1項にかかわらず、改正後の第3条第2号は、応用人間科学研究科または公務研究科に2018年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (2018年7月20日 授与申請および様式第1(3)、様式第2(3)の変更に伴う一部改正)

この規程は、2018年7月20日から施行する。

附 則 (2019年1月25日 グローバル教養学部の設置および別表学位記の様式の追加等に伴う一部改正)

この規程は、2019年4月1日から施行する。

別表第1 学位審査手数料 (第19条関連)

学位授与申請者の内訳		手数料
第18条第1項によるもの	博士課程在学者	0円
第18条第2項によるもの	本法人の設置する学校の専任教職員	100,000円
	上記以外の者	200,000円

様式第1 学位記の様式(第36条関連)

(1) 学士の学位記の様式

イ 日本語様式

*1○○○○○
卒 業 証 書 ・ 学 位 記
館印
氏 名
(西暦) 年 月 日生
本学○○学部○○学科(*2)所定の課程を修めたので卒業したことを認め学士(○○学)の学位を授与する
(西暦) 年 月 日
立命館大学○○学部長 印
立 命 館 大 学 長 印

*1には学生証番号を表記する。

*2には、学部・学科以外のその他の名称を記述する。

ロ 日英二言語様式

*1○○○○

Ritsumeikan University

卒業証書・学位記

学生氏名日本語表記

学生氏名英語表記

Born on Month Day, Year

立命館大学○○学部○○学科の所定の課程を修めたので
卒業したことを認め学士(○○○学)の学位を授与する

is hereby granted the degree of

Bachelor of ○○○○○

having fulfilled the conditions prescribed

by the College of ○○○○○

Month Day Year

○○○学部長

○○○○○○

立命館大学学長

○○○○○○

Dean, College of ○○○○

印 英文サイン

President

印 英文サイン

*1には学生証番号を表記する。

ハ アメリカン大学・立命館大学国際連携学科様式

The American University - Ritsumeikan University
Joint Degree Program
アメリカン大学・立命館大学 国際連携学科

学生氏名英語表記

is hereby granted the degree of
Bachelor of Arts in Global International Relations
having fulfilled the conditions jointly prescribed by

The American University

Incorporated by Act of Congress of the United States of America 1893
By authority of the Board of Trustees and on the recommendation of the Faculty
of the School of International Service

With all rights, privileges, responsibilities, and honors thereto,
in witness whereof the Seal of the University and the
signatures of duly authorized officers are affixed to this diploma

and

Ritsumeikan University
on the Recommendation of the College of International Relations

アメリカン大学と立命館大学国際関係学部が共同で定めた
アメリカン大学・立命館大学国際連携学科の所定の課程を修めたので
卒業したことを認め学士(グローバル国際関係学)の学位を授与する

(Date of Graduation)

Chairman of the Board of Trustees アメリカン大学理事 会理事長 英文氏名 (英文サイン)	American University President アメリカン大学長 英文氏名 (英文サイン)	Dean of the College of International Relations 立命館大学国際関 係学部長 英文氏名 (英文サイン) 漢字氏名 印	Ritsumeikan University President 立命館大学長 英文氏名 (英文サイン) 漢字氏名 印
--	---	---	--

(2) 修士の学位記の様式

イ 博士課程前期課程または修士課程を修了した者に授与する学位記の日本語様式

*3○○○○○
学 位 記
氏名 (西暦) 年 月 日生
立命館大学大学院○○○研究科○○専攻の修士課程において所定の課程を修了 したので修士(○○ 立命館大学)の学位を授与する
(西暦) 年 月 日 立命館大学長 ○○ ○○

ロ 博士課程前期課程または修士課程を修了した者に授与する学位記の英語様式

○○○○*3
Ritsumeikan University (氏名)
born on (生年月日)
is hereby granted the degree of (学位名)
in recognition of the successful completion of all requirements for the major in (専攻名) at the Graduate School of (研究科名) at Ritsumeikan University
(修了年月日) (英文サイン) (学長名) President, Ritsumeikan University

*3には学生証番号を表記する。

ハ 一貫制博士課程を退学し、修士の学位を得る者に授与する学位記の様式

*4○○○○○

学 位 記

氏名
(西暦) 年 月 日生

立命館大学大学院○○○研究科○○専攻において修士課程の修了に相当する要件を
満たしたので修士(○○ 立命館大学)の学位を授与する

(西暦) 年 月 日

立命館大学長 ○○ ○○

*4には学生証番号を表記する。

(3) 博士の学位記の様式

イ 第18条第1項に定める博士の学位記の様式

(イ) 「産学融合によりアクティブライフ社会を創出する人材育成」プログラムを修了した者を除く学位記様式

*1	学位記	Ritsumeikan University Kyoto, Japan	*2
	氏名		
	生年月日(西暦)	On the Recommendation of The Faculty of The Graduate School of 研究科名 Ritsumeikan University hereby confers upon 氏名 who has honorably fulfilled all the Requirements prescribed by the University the Degree of 学位名 with all the Rights and Privileges pertaining thereto. Awarded at Ritsumeikan University 授与年月日(西暦)	
	立命館大学大学院(研究科名)研究科(専攻名)専攻の博士課程 において学位論文を提出し所定の審査および最終試験に合格 したので博士(学位名 立命館大学)の学位を授与する		
	授与年月日(西暦)	学長サイン 学長氏名 President, Ritsumeikan University	
	立命館大学長 学長氏名 印		

*1には学位授与番号を表記する(博甲第〇〇〇〇号)

*2には学位授与番号を表記する(D-A-〇〇〇〇) *1と同じ番号

(ロ) 「産学融合によりアクティブライフ社会を創出する人財育成」プログラムを修了した者の学位記様式

*1	学位記	*2
	氏名	Ritsumeikan University
	生年月日(西暦)	Kyoto Japan
		On the Recommendation of
		The Faculty of The Graduate School of 研究科名
		Ritsumeikan University hereby confers upon
		氏名
		who has honorably fulfilled
		all the Requirements prescribed by the University
		the Degree of
		学位名
		with all the Rights and Privileges pertaining thereto.
		Awarded at Ritsumeikan University
		With the additional successful completion of
		"Premier Leadership Ph. D. Program to Innovate Active Life Society: Advanced Industry-Academia Collaboration"
		授与年月日(西暦)
		学長サイン
		学長氏名
		President Ritsumeikan University

*1には学位授与番号を表記する(博甲第〇〇〇〇号)

*2には学位授与番号を表記する(D-A-〇〇〇〇) *1と同じ番号

ロ 第18条第2項に定める博士の学位記の様式

*1	*2
学位記	Ritsumeikan University Kyoto, Japan
氏名	
生年月日(西暦)	On the Recommendation of The Faculty of The Graduate School of 研究科名 Ritsumeikan University hereby confers upon 氏名 who has honorably fulfilled all the Requirements prescribed by the University the Degree of 学位名 with all the Rights and Privileges pertaining thereto. Awarded at Ritsumeikan University 授与年月日(西暦)
立命館大学に学位論文を提出し所定の審査および試験に合格 したので博士(学位名 立命館大学)の学位を授与する	
授与年月日(西暦)	
立命館大学長 学長氏名 印	学長サイン 学長氏名 President, Ritsumeikan University

*1には学位授与番号を表記する(博乙第〇〇〇〇号)

*2には学位授与番号を表記する(D-B-〇〇〇〇) *1と同じ番号

(4) 専門職学位の学位記の様式
イ 法務博士の学位記の様式

*5○○○○○

学 位 記

氏名
(西暦) 年 月 日生

立命館大学大学院法務研究科法曹養成専攻において所定の課程を修了したので法務
博士(専門職 立命館大学)の学位を授与する

(西暦) 年 月 日

立命館大学長 ○○ ○○

*5には学生証番号を表記する。

ロ ○○修士の学位記の様式

*6○○○○○

学 位 記

氏名
(西暦) 年 月 日生

立命館大学大学院○○○研究科○○専攻の専門職学位課程において所定の課程を修
了したので○○修士(専門職 立命館大学)の学位を授与する

(西暦) 年 月 日

立命館大学長 ○○ ○○

*6には学生証番号を表記する。

様式第2 学位授与申請に関する書類

(1) 修士の学位授与申請書の様式(第10条関連)

立命館大学

学 位 授 与 申 請 書	
(西暦) 年 月 日	
立命館大学大学院 学研究科長 殿	学研究科 専攻 氏 名 ㊟
立命館大学学位規程により修士()の学位の授与をうけたく学位論文または 特定の課題についての研究成果2部を添えて申請いたします。	
論 文 目 録	
主 論 文 題 名	
参 考 論 文 題 名	

(2) 博士の学位授与申請書の様式(第19条第1号関連)

立命館大学

学 位 授 与 申 請 書	
(西暦) 年 月 日	
立命館大学大学院 学研究科長 殿	学研究科 専攻 氏 名 ㊟
立命館大学学位規程により博士()の学位の授与をうけたく学位論文 部に 下記書類を添えて申請いたします。	
記	
1 論文目録	部
2 履 歴 書	部
3 主論文要旨	各 部
和文および(原則として)英文 主論文要旨の記録媒体	

(3) 博士の学位授与申請の様式(第19条第2号関連)

立命館大学

学 位 授 与 申 請 書

(西暦) 年 月 日

立命館大学長

殿

住 所

氏 名



立命館大学学位規程により博士()の学位の授与を受けたく学位論文 部に
下記書類および学位審査手数料を添えて申請いたします。

記

- 1 論 文 目 録 部
- 2 住民票の写し 部
- 3 履 歴 書 部
- 4 写 真 葉
- 5 主論文要旨
和文および(原則として)英文 各 部
主論文要旨の記録媒体

(4) 論文目録の様式(第19条第1号および第2号関連)

論 文 目 録

立命館大学

報告番号	第 号	氏 名	
主論文			
	題 名		冊数
	()
副論文			
	題 名		冊数
	()
参考論文			
	題 名		冊数
	()
	題 名		冊数
	()

(註)既に印刷公表したものについては、その方法および年月日、未公表のものについては、公表の方法および時期を()内に記入すること。

様式第3 その他関係書類の様式

(1) 合格判定報告書の様式(第16条ただし書関連)

<p style="text-align: center;">合 格 判 定 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">(西暦) 年 月 日</p> <p>立命館大学長</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">学研究科長 ㊟</p> <p>下記の者が、本学大学院学則および学位規程に定める修了要件を満たし、修士の学位授与の審査に合格したことを報告いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">専攻</th> <th style="width: 5%;">回生</th> <th style="width: 15%;">氏 名 (生年月日)</th> <th style="width: 15%;">学位の種類</th> <th style="width: 10%;">論 文 名 題 名</th> <th style="width: 10%;">審 査 委 員 〔○印〕 〔主査〕</th> <th style="width: 10%;">論文以外の 修了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td>()</td><td>修士(学)</td><td></td><td>○</td><td>済・未</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>()</td><td>修士(学)</td><td></td><td>○</td><td>済・未</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>()</td><td>修士(学)</td><td></td><td>○</td><td>済・未</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>()</td><td>修士(学)</td><td></td><td>○</td><td>済・未</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>()</td><td>修士(学)</td><td></td><td>○</td><td>済・未</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>()</td><td>修士(学)</td><td></td><td>○</td><td>済・未</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>()</td><td>修士(学)</td><td></td><td>○</td><td>済・未</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>()</td><td>修士(学)</td><td></td><td>○</td><td>済・未</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>()</td><td>修士(学)</td><td></td><td>○</td><td>済・未</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>()</td><td>修士(学)</td><td></td><td>○</td><td>済・未</td></tr> </tbody> </table>							専攻	回生	氏 名 (生年月日)	学位の種類	論 文 名 題 名	審 査 委 員 〔○印〕 〔主査〕	論文以外の 修了要件			()	修士(学)		○	済・未			()	修士(学)		○	済・未			()	修士(学)		○	済・未			()	修士(学)		○	済・未			()	修士(学)		○	済・未			()	修士(学)		○	済・未			()	修士(学)		○	済・未			()	修士(学)		○	済・未			()	修士(学)		○	済・未			()	修士(学)		○	済・未
専攻	回生	氏 名 (生年月日)	学位の種類	論 文 名 題 名	審 査 委 員 〔○印〕 〔主査〕	論文以外の 修了要件																																																																													
		()	修士(学)		○	済・未																																																																													
		()	修士(学)		○	済・未																																																																													
		()	修士(学)		○	済・未																																																																													
		()	修士(学)		○	済・未																																																																													
		()	修士(学)		○	済・未																																																																													
		()	修士(学)		○	済・未																																																																													
		()	修士(学)		○	済・未																																																																													
		()	修士(学)		○	済・未																																																																													
		()	修士(学)		○	済・未																																																																													
		()	修士(学)		○	済・未																																																																													

(2) 合格判定報告書の様式(法務研究科)(第33条関連)

合 格 判 定 報 告 書					
(西暦) 年 月 日					
立命館大学長					
殿					
法務研究科長 ○○ ○○ ㊟					
下記の者が、本学大学院学則および学位規程に定める修了要件を満たし、法務博士(専門職)の学位授与の審査に合格したことを報告いたします。					
記					
専攻	回生	氏 名	生 年 月 日	学 位 の 種 類	区 分
法曹養成	3	○○ ○○	1900年4月1日	法務博士(専門職)	法学未修者
法曹養成	2	○○ ○○	1901年4月1日	法務博士(専門職)	法学既修者

(3) 合格判定報告書の様式(経営管理研究科)(第33条関連)

合 格 判 定 報 告 書				
(西暦) 年 月 日				
立命館大学長				
殿				
経営管理研究科長 ○○ ○○ ㊟				
下記の者が、本学大学院学則および学位規程に定める修了要件を満たし、経営修士(専門職)の学位授与の審査に合格したことを報告いたします。				
記				
専攻	回生	氏 名 (生年月日)	学位の種類	修 了 要 件
経営 管理		氏 名 ()	経営修士 (専門職)	済・未

(4) 合格判定報告書の様式(教職研究科)(第33条関連)

合格判定報告書				
(西暦) 年 月 日				
立命館大学長				
殿				
教職研究科長 ○○ ○○ ㊟				
下記の者が、本学大学院学則および学位規程に定める修了要件を満たし、教職修士(専門職)の学位授与の審査に合格したことを報告いたします。				
記				
専攻	回生	氏名	生年月日	学位の種類
実践教育				教職修士(専門職)
実践教育				教職修士(専門職)
実践教育				教職修士(専門職)

(5) 修士の論文等審査報告書の様式(第39条関連)

論文等審査報告書(修士)

_____学研究科

氏名・生年月日		(西暦) 年 月 日生
入 学 年 度	(西暦) 年4月入学	
学 位 の 種 類	修士(学)	授与年月日 (西暦) 年 月 日
学 位 論 文 等 の 題 名		
審 査 委 員	(主査)	
論 文 等 の 審 査 の 結 果 の 要 旨		
試 験 結 果 の 要 旨		

(6) 博士の論文等審査報告書の様式(第39条関連)

論文等審査報告書(博士)			
			_____研究科
氏名・生年月日		(西暦) 年 月 日生	
最終卒業学校名	(西暦) 年 月	卒業 修了 中退	修了見込 単位取得退学 満期退学
学位の種類	博士(学)	授与年月日	(西暦) 年 月 日
学位授与の要件	本学学位規程第18条第 項該当者 [学位規則 第4条第 項]		
学位論文の題名			
審査委員	(主査)		
論文内容の要旨			
論文審査の結果の要旨			
試験または学力確認の結果の要旨			

(7) 学位授与報告書の様式(第40条関連)

学 位 (博 士) 授 与 報 告 書

立命館大学大学院

報 告 番 号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者				博士課程の修了等の状況			博士論文名	授 与 年 月 日	博士論文受理年月日	論文審査終了年月日
		(ふりがな)氏名	性別	生年月日	本籍	大学院名	研 究 科 (専攻)名	修了(中退) 年 月 日				
甲 第 号	博士()				都道府県							
乙					都道府県							
甲 第 号	博士()				都道府県							
乙					都道府県							
甲 第 号	博士()				都道府県							
乙					都道府県							
甲 第 号	博士()				都道府県							
乙					都道府県							
甲 第 号	博士()				都道府県							
乙					都道府県							

様式第1 学位記の様式（第36条関連）

様式第2 学位授与申請に関する書類

様式第3 その他関係書類の様式